

3.2 社会的状況等

3.2.1 人口及び産業

(1) 人口

仙台市全体、仙台市青葉区及び仙台市太白区の平成30年4月1日現在の人口、世帯数及び人口密度は表3.2-1に示すとおりである。

仙台市全体の人口は1,056,602人、世帯数は505,418世帯であり、一世帯あたりの人口は2.09人、青葉区の人口は291,110人、世帯数は149,599世帯であり、一世帯あたりの人口は1.95人、太白区の人口は228,074人、世帯数は104,479世帯であり、一世帯あたりの人口は2.18人である。

仙台市全体、仙台市青葉区及び仙台市太白区の人口及び世帯数の推移は表3.2-2に示すとおりである。平成29年に太白区の人口が前年に比べわずかに減少している以外、仙台市全体、仙台市青葉区及び仙台市太白区のいずれも人口及び世帯数は増加傾向にあり、世帯あたりの人員は年々減少している。

仙台市全体、仙台市青葉区及び仙台市太白区の人口動態の推移は表3.2-3に示すとおりである。平成29年の自然動態は、仙台市全体が96人の減少、青葉区が224人の減少、太白区が132人の減少であった。平成29年の社会動態は、仙台市全体が2,124人の増加、青葉区が538人の増加、太白区が1,383人の増加であった。

表3.2-1 人口及び世帯数

平成30年(2018)4月1日現在

市区名	人口(人)	世帯数(世帯)
仙台市	1,056,602	505,418
青葉区	291,110	149,599
太白区	228,074	104,479

出典：「住民基本台帳人口」(平成30年9月閲覧、仙台市ホームページ)

表3.2-2 人口推移

各年4月1日現在

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人口(人)	仙台市	1,046,192	1,050,296	1,053,304	1,053,717	1,056,602
	青葉区	288,775	289,848	290,280	290,346	291,110
	太白区	224,079	225,623	226,242	226,069	228,074
世帯数 (世帯)	仙台市	483,936	489,937	495,592	499,668	505,418
	青葉区	145,168	146,472	147,510	148,262	149,599
	太白区	99,324	100,916	102,021	102,728	104,479
世帯あたり人員 (人/世帯)	仙台市	2.16	2.14	2.13	2.11	2.09
	青葉区	1.99	1.98	1.97	1.96	1.95
	太白区	2.26	2.24	2.22	2.20	2.18

注) 世帯あたりの人員は人口/世帯数の人数である。

出典: 「住民基本台帳人口」(平成30年9月閲覧、仙台市ホームページ)

表3.2-3 人口動態の推移

単位: 人

市区	年次	人口 増加数	自然動態			社会動態			
			自然 増加数	出生	死亡	社会 増加数	転入	転出	区間移動・ その他
仙台市	平成25	6,892	1,627	9,741	8,114	5,265	50,105	44,784	-56
	平成26	3,931	1,062	9,306	8,244	2,869	48,146	45,121	-156
	平成27	2,994	697	9,247	8,550	2,297	49,211	46,545	-369
	平成28	2,014	384	9,012	8,628	1,630	47,613	45,685	-298
	平成29	2,028	-96	8,729	8,825	2,124	47,991	45,625	-242
青葉区	平成25	2,449	93	2,471	2,378	2,356	16,722	13,919	-447
	平成26	1,141	86	2,467	2,381	1,055	16,058	14,375	-628
	平成27	977	-234	2,296	2,530	1,211	16,098	14,507	-380
	平成28	73	-204	2,259	2,463	277	15,499	14,449	-773
	平成29	314	-224	2,249	2,473	538	15,538	14,552	-448
太白区	平成25	1,216	174	2,060	1,886	1,042	9,450	8,752	344
	平成26	1,445	-82	1,853	1,935	1,527	9,687	8,715	555
	平成27	742	137	2,118	1,981	605	9,594	9,083	94
	平成28	314	94	1,991	1,897	220	9,083	8,982	119
	平成29	1,251	-132	1,864	1,996	1,383	9,445	8,786	724

出典: 「仙台市統計書」(平成25年版~平成29年版)(仙台市)

(2) 産業

仙台市の産業分類別就業者数は表3.2-4に示すとおりである。

仙台市の平成27年における全就業者数は479,339人であり、第一次産業が3,717人(0.8%)、第二次産業が77,038人(16.5%)、第三次産業が386,007人(82.7%)であった。就業者数の最も多い産業は「卸売、小売業」で94,156人(20.2%)であった。平成27年の構成比は、平成22年に比較して、第一次産業で0.1%の減少、第二次産業で1.4%の増加、第三次産業で1.3%の減少であった。

表3.2-4 仙台市の産業分類別就業者数

各年10月1日現在

年次 産業分類(大分類)		平成22年		平成27年	
		就業者数 (人)	構成比※ (%)	就業者数 (人)	構成比※ (%)
第一次産業	農業, 林業	3,946	0.9	3,633	0.8
	漁業	59	0.0	84	0.0
	小計	4,005	0.9	3,717	0.8
第二次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	61	0.0	67	0.0
	建設業	37,336	8.4	44,748	9.6
	製造業	29,765	6.7	32,223	6.9
	小計	67,162	15.1	77,038	16.5
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3,967	0.9	4,481	1.0
	情報通信業	16,695	3.8	17,762	3.8
	運輸業, 郵便業	26,850	6.0	26,926	5.8
	卸売業, 小売業	97,709	22.0	94,156	20.2
	金融業, 保険業	14,705	3.3	14,619	3.1
	不動産業, 物品賃貸業	12,562	2.8	15,279	3.3
	学術研究, 専門・技術サービス業	18,408	4.1	19,950	4.3
	宿泊業, 飲食サービス業	32,172	7.2	31,015	6.6
	生活関連サービス業, 娯楽業	17,473	3.9	17,216	3.7
	教育, 学習支援業	28,914	6.5	29,961	6.4
	医療, 福祉	49,176	11.1	57,503	12.3
	複合サービス事業	1,939	0.4	3,123	0.7
	サービス業(他に分類されないもの)	34,555	7.8	34,403	7.4
	公務(他に分類されるものを除く)	17,816	4.0	19,613	4.2
	小計	372,941	84.0	386,007	82.7
分類不能の産業		15,372	3.5	12,577	2.7
総数		459,480	-	479,339	-
総数から「分類不能の産業」を除いた数		444,108	100.0	466,762	100.0

※総数から「分類不能の産業」を除いた数(第一産業、第二次産業、第三次産業の就業者数の合計)を分母として算出。

出典:「平成22年、平成27年国勢調査 都道府県・市区町村別統計表(一覧表)」(総務省統計局)

「統計で見る日本 e-Stat」(政府統計の総合窓口ホームページ)

3.2.2 土地利用

(1) 土地利用状況

仙台市の地目別面積の推移は表3.2-5に示すとおりである。

平成28年の仙台市の総面積は78,630haであり、地目別面積は森林が45,325ha(57.6%)と最も多く、次いで宅地が12,994ha(16.5%)、その他が6,130ha(7.8%)となっている。平成24年からの推移をみると、宅地が増加傾向にあり、森林が減少傾向にある。農地は平成26年までは増加していたが、平成27年からは減少している。

調査範囲の土地利用は図3.2-1に示すとおりである。

対象事業計画地の土地利用はほぼ田である。対象事業計画地の北側が建物用地、南側はその他の用地、東西は田となっている。

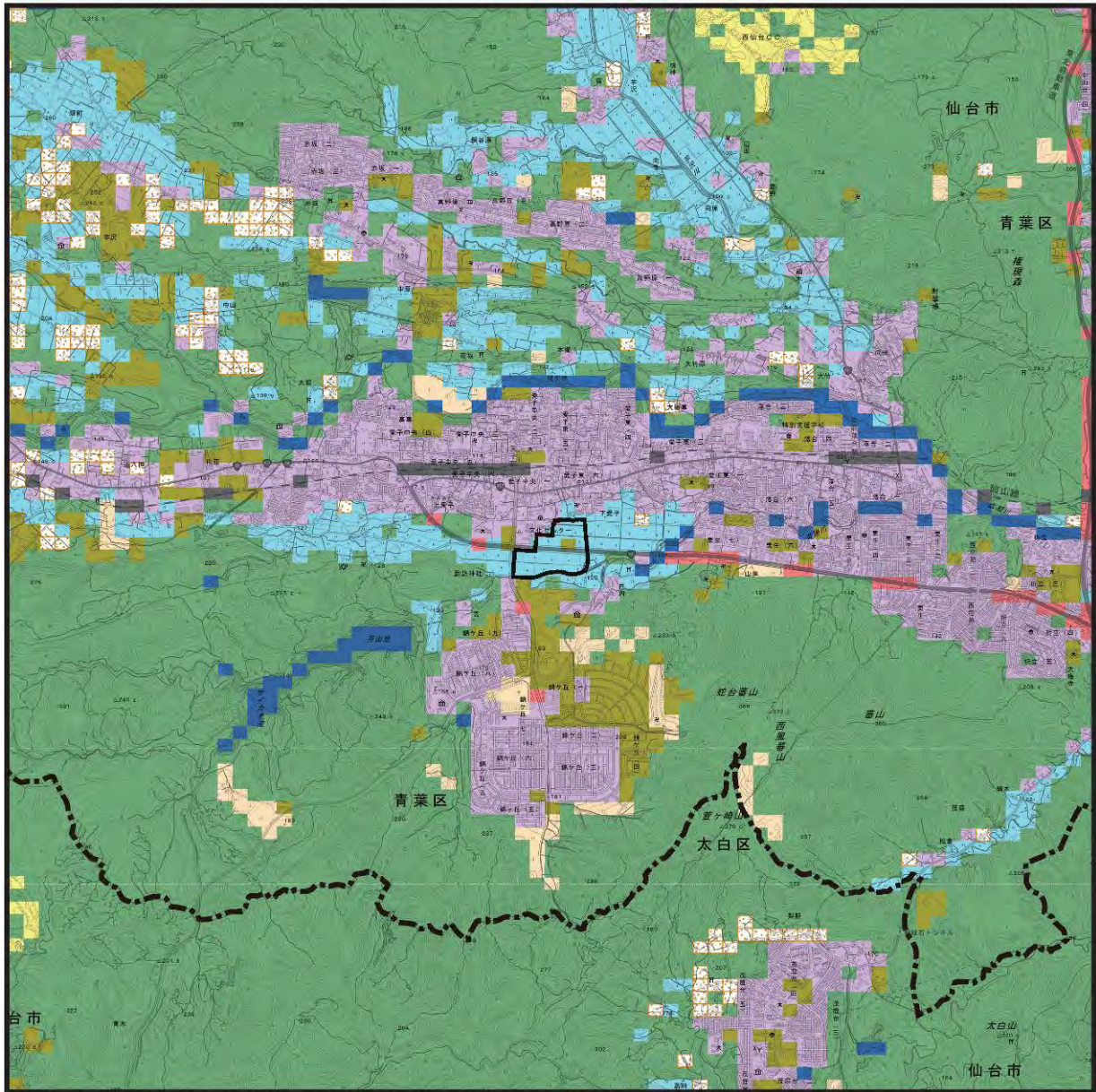
表3.2-5 仙台市の地目別面積の推移

単位：ha

年次	合計	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
平成 24	78,585	4,810	45,387	3	2,497	4,963	12,724	8,201
平成 25	78,585	5,830	45,367	3	2,590	4,998	12,846	6,951
平成 26	78,630	6,230	45,347	3	2,608	5,098	12,909	6,435
平成 27	78,630	6,060	45,333	3	2,602	5,077	12,959	6,596
平成 28	78,630	6,050	45,325	1	2,606	5,524	12,994	6,130

注) 各年4月1日現在

出典：「仙台市統計書（平成29年版）」（仙台市）

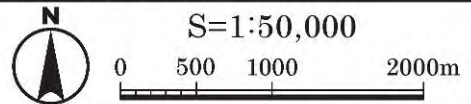


凡 例

- | | | | |
|---|-----------|---|-----------|
|  | : 対象事業計画地 | | |
|  | : 区界 | | |
|  | : 田 |  | : 道路 |
|  | : その他の農用地 |  | : 鉄道 |
|  | : 森林 |  | : その他の用地 |
|  | : 荒地 |  | : 河川地及び湖沼 |
|  | : 建物用地 |  | : ゴルフ場 |

出典：「国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ」（平成26年度、国土交通省Web）

図3.2-1 土地利用図



(2) 用途地域

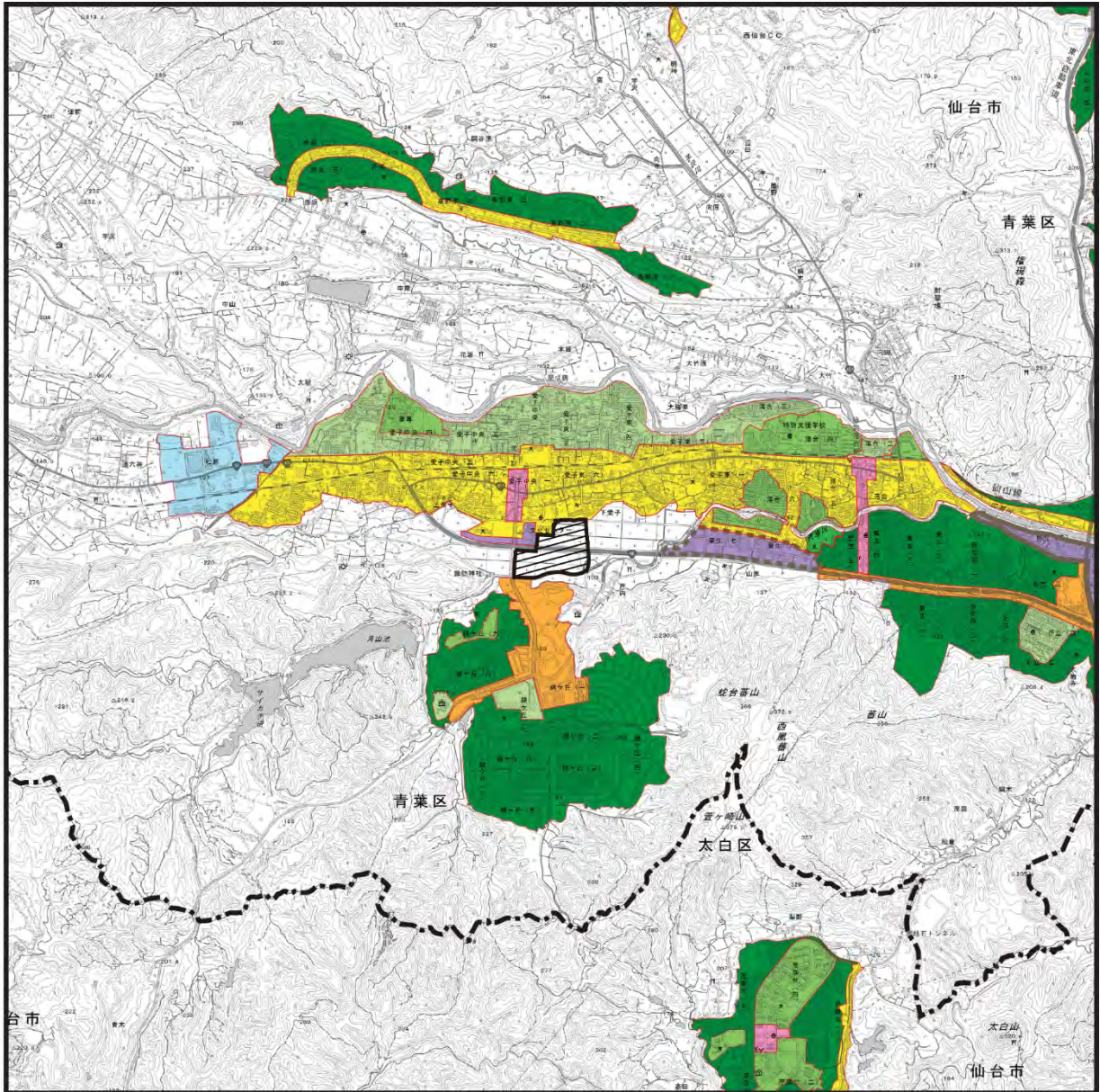
仙台市における都市計画区域の面積は表3.2-6に示すとおりである。調査範囲の用途地域の指定状況は図3.2-2に示すとおりである。

対象事業計画地は、市街化調整区域であり、用途地域の設定はない。

表3.2-6 仙台市の都市計画区域面積（平成28年）

種 別		面積(ha)
総面積		44,293
市街化調整区域面積		26,258
市街化区域面積		18,035
用途地域	第一種低層住居専用地域	5,471
	第二種低層住居専用地域	6
	第一種中高層住居専用地域	733
	第二種中高層住居専用地域	1,588
	第一種住居地域	2,941
	第二種住居地域	2,533
	準住居地域	64
	近隣商業地域	973
	商業地域	937
	準工業地域	1,100
	工業地域	459
	工業専用地域	1,229

出典：「仙台市統計書（平成29年版）」（仙台市）



凡 例



：対象事業計画地



：区界



：準工業地域



：工業地域

用途地域



：第一種低層住居専用地域



：第一種中高層住居専用地域



：第二種中高層住居専用地域



：第一種住居地域



：第二種住居地域



：近隣商業地域

特別用途地域



：第二種特別業務地区(準工業地域)



：大規模集客施設制限地区(準工業地域)

出典：「仙台市都市計画総括図」(平成30年3月末現在、仙台市)

図3.2-2 用途地域図



S=1:50,000

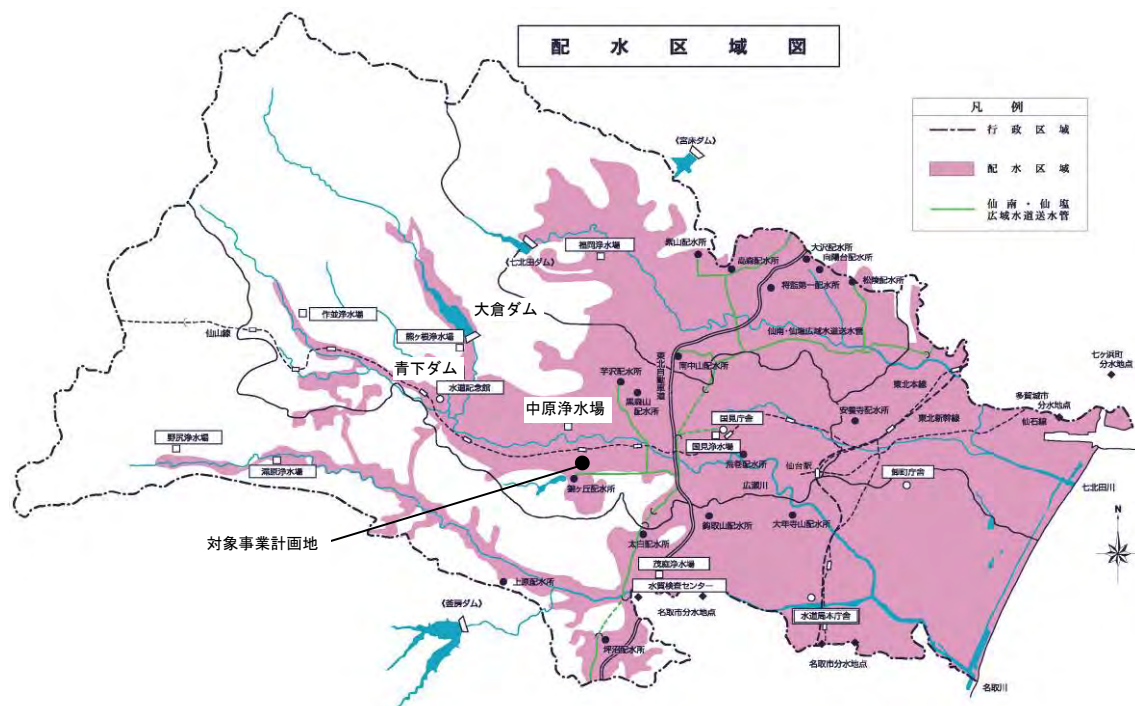
0 500 1000 2000m

3.2.3 水利用

(1) 水利権の設定及び利水の状況

仙台市配水区域図は図3.2-3に示すとおりである。

対象事業計画地周辺には、大倉川、大倉ダム及び青下ダムを水源とする中原浄水場があり、対象事業計画地周辺に配水されている。中原浄水場の諸元は表3.2-7に示すとおりである。



出典：「事業概要」（平成30年4月、仙台市水道局）

図3.2-3 仙台市配水区域図

対象事業計画地周辺の河川取水施設は図3.2-4に示すとおりである。

対象事業計画地の南西には農業用ため池である月山池がある。月山池は対象事業計画地の北側を流れる斎勝川の水源となっている。

表3.2-7 中原浄水場の諸元

浄水場	中原浄水場		
河川名	大倉川		青下川
水源	大倉川表流水	大倉ダム放流水	青下ダム貯留水
貯水施設		大倉ダム	青下ダム
取水施設	取水門		取水塔
取水方法	自然流下		自然流下
導水施設	隧道 4,742m 導水管 口径600~800mm 1,008m		隧道 696m 導水管 口径600mm 787m
浄水施設	横流式沈殿池 2池 急速ろ過池 8池		
配水能力	34,500m ³ /日		
送水施設	口径200~700mm 46,795.7m		
主な配水施設	浄水場内(8,000m ³) 五ッ森(1,650m ³) 赤坂(1,300m ³) 北山(600m ³) 白沢(700m ³)		

出典：「事業概要」（平成30年4月、仙台市水道局）

(2) 漁業権の設定の状況

調査範囲では広瀬名取川漁業協同組合が設置されており、漁業権が設定されている河川は表3.2-8に示すとおりである。

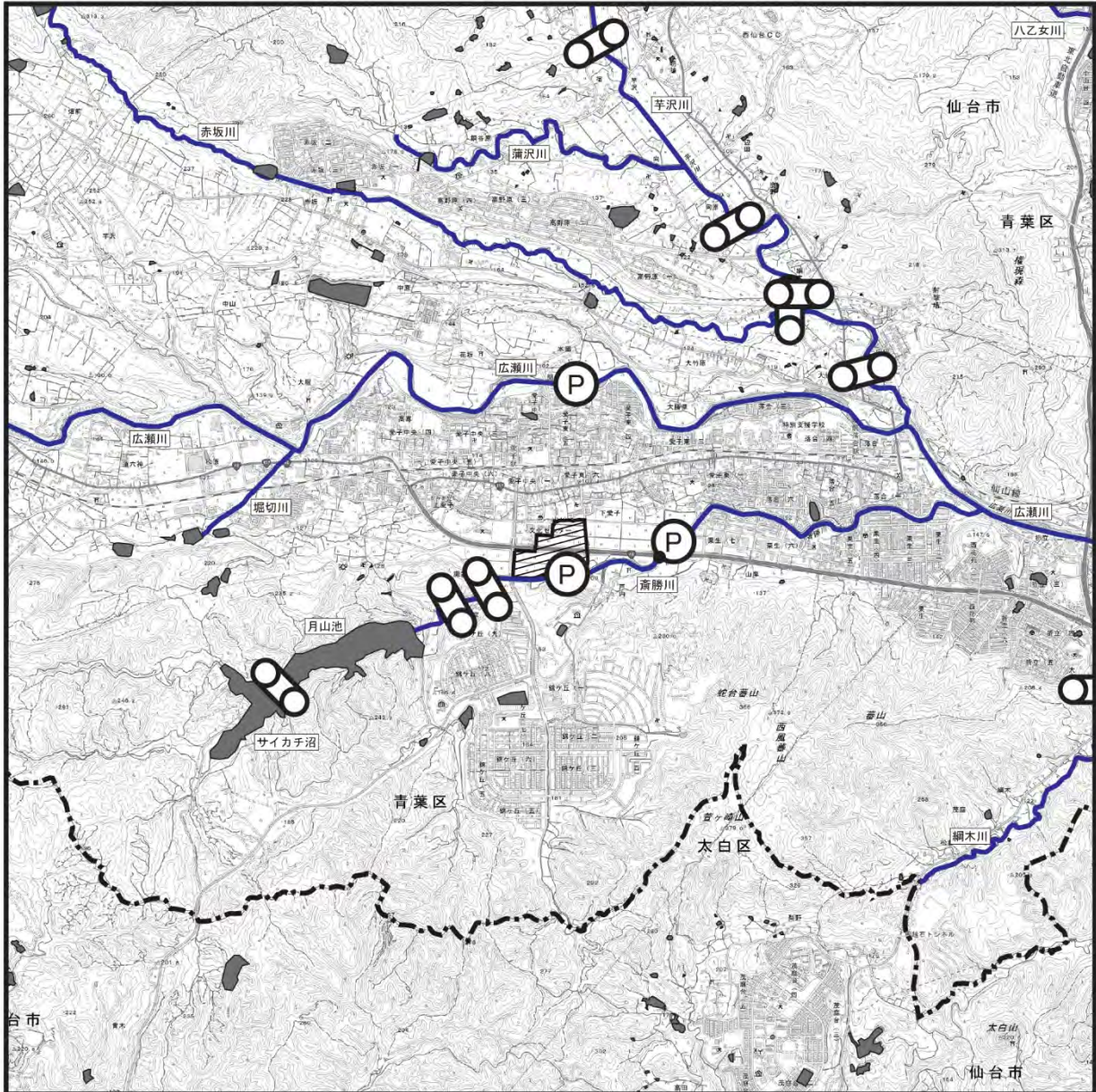
表3.2-8 内水面漁業共同組合と漁業権が設定されている河川・湖沼

組合名	漁業権が設定されている河川・湖沼
広瀬名取川漁業協同組合	名取川、前川、立野川、碁石川（太郎川含む）、北川、穴戸沢、本砂金川、小屋の沢川、坂元沢、仙人沢、仙人沢左俣、大行沢、広瀬川、新川、大倉川、矢沢、横川、釜房ダム、大倉ダム

出典：「宮城県内水面漁業調整規則について」（宮城県Web）

(3) その他河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

河川、湖沼の状況は「3.1.2 水環境（4）水象 1）河川・湖沼の状況」に示したとおりである。地下水の利用の状況は「3.1.2 水環境（4）水象 2）地下水・湧水の状況」に示したとおりである。

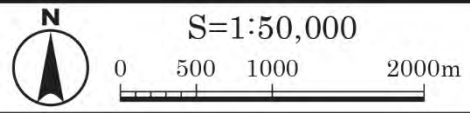


凡 例

- : 対象事業計画地
- : 区界
- : 河川
- : 湖沼(主要な湖沼のみ名称記載)
- : 取水堰
- : ゲート
- : 揚水機場

出典:「平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成22年3月、仙台市)
 現地踏査

図3.2-4 河川取水施設図



3.2.4 社会資本整備等

(1) 交通

1) 道路・鉄道等の交通網

調査範囲の交通網の状況は図3.2-5に示すとおりである。

対象事業計画地はJR仙山線の愛子駅の南側に位置している。道路は、対象事業計画地の中央を東西に一般国道48線が横断し、西側に沿って、県道秋保温泉愛子線が南北に走っている。

2) 交通量

ア 鉄道

対象事業計画地の最寄り駅として、JR仙山線の愛子駅及び陸前落合駅がある。

乗車人数の推移は表3.2-9に示すとおりである。愛子駅は平成26年度が前年に比較して減少したものの、ほぼ毎年増加傾向にあり、平成27年度以降の愛子駅の乗車人数は陸前落合駅を上回っている。

表3.2-9 愛子駅の乗車人数の推移（一日平均乗車人数）

路線名	駅名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
JR仙山線	愛子	3,657人	3,757人	3,742人	3,857人	3,950人
JR仙山線	陸前落合	3,786人	3,853人	3,782人	3,837人	3,876人

出典：「仙台市統計書（平成29年版）」（仙台市）

イ 道路

調査範囲における仙台市による自動車交通量の調査地点は図3.2-6に示すとおりである。平成29年度の自動車交通量調査結果は表3.2-10に示すとおりである。

平成29年度の平日12時間交通量は、愛子交差点(No.1)で32,639台、大竹新田交差点(No.2)で13,966台であった。平成20年度の交通量に対して、愛子交差点(No.1)では増加し、大竹新田交差点(No.2)では減少している。

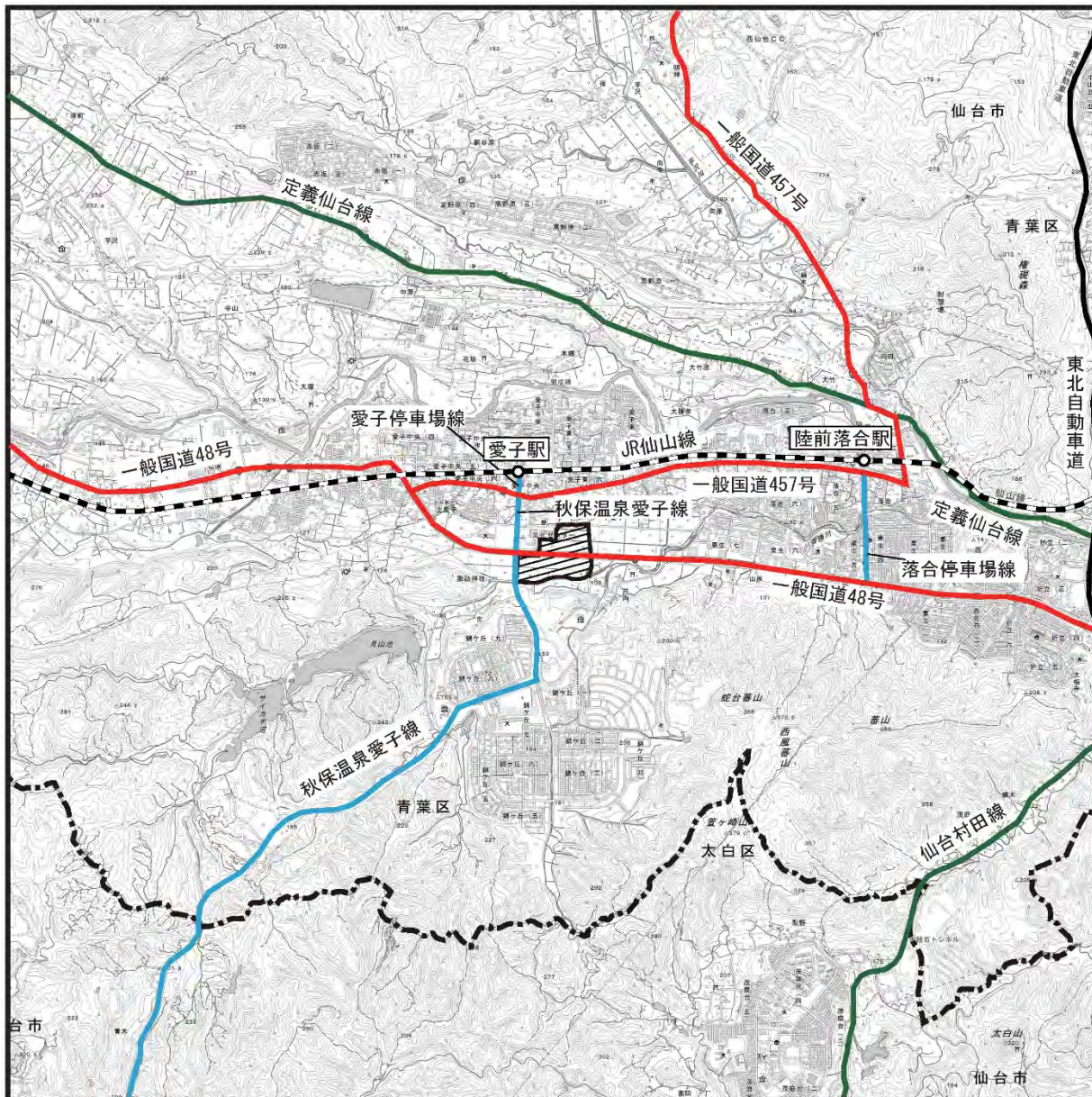
表3.2-10 自動車交通量調査結果（平成29年度・平日）

No.	交差点名称	12時間交通量(台)						12時間交通量伸び率
		二輪車	小型貨物車	乗用車	大型貨物車	バス	自動車類計	
1	愛子	322	3,321	26,479	2,338	501	32,639	1.06
2	大竹新田	315	2,224	10,026	1,591	125	13,966	0.97






注1) No. は図3.2-6に対応する。

注2) 12時間交通量の伸び率＝平成29年度自動車類計／平成25年度自動車類計

出典：「交差点交通量調査（平成25年版、平成29年版）」（仙台市）



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : JR在来線
-  : 高速道路
-  : 国道
-  : 主要地方道
-  : 県道

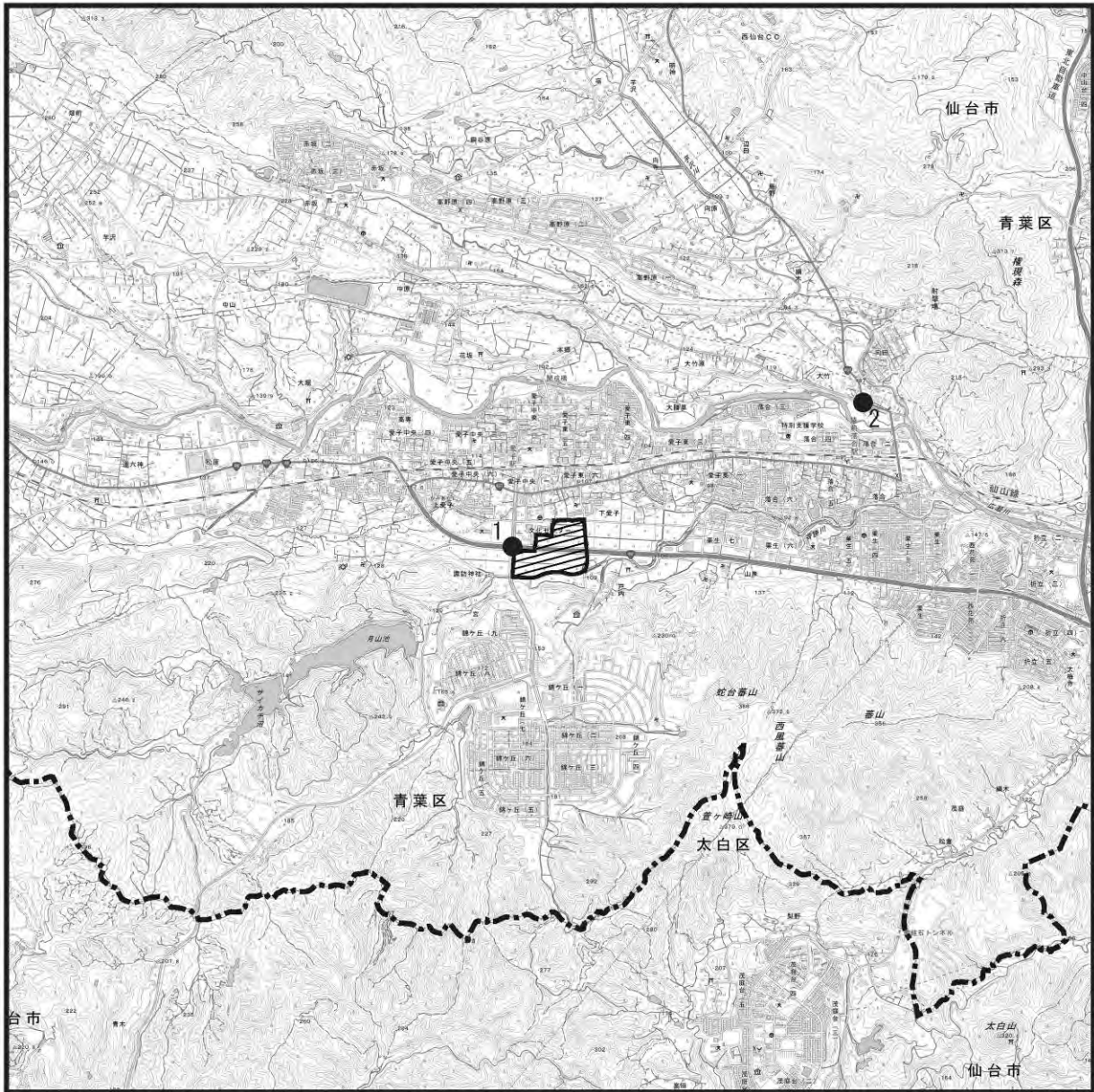
出典：「せんだいくらしのマップ」（平成30年8月閲覧、仙台市）

図3.2-5 交通網図






S=1:50,000

0 500 1000 2000m

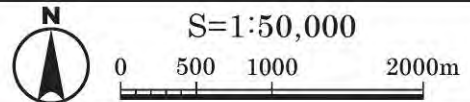


凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 調査地点

注) 図中の番号は表3.2-10に対応する。
 出典: 「交差点交通量調査データ(平成29年度)」(仙台市)

図3.2-6 交通量調査地点図



(2) 上水道・下水道等

1) 上水道

仙台市の水道施設状況及び水道普及状況の推移は表3.2-11及び表3.2-12に示すとおりである。

仙台市では給水人口の大部分を上水道でまかなっており、平成28年度の水道普及率は99.8%である。

表3.2-11 仙台市の水道施設状況（平成28年度）

項目	箇所数 (箇所)	計画給水人口または 確認時給水人口 ^{注1} (人)	現在給水人口 ^{注2} (人)
上水道	1	1,033,000	1,050,160
簡易水道	0	0	0
専用水道（自己水源のみ）	19	7,500	1,611
専用水道（上記以外）	40	10,518	3,444
合計	60	1,040,500	1,051,771
行政区域内総人口(人)		1,053,717	
普及率(%) ^{注3}		99.8	

注1) 上水道及び簡易水道：計画給水人口 専用水道：確認時給水人口

注2) 現在給水人口の合計は上水道、簡易水道及び専用水道（自己水源のみ）の合計である。

注3) 普及率=現在給水人口/行政区域内人口×100

出典：「宮城県の水道」（平成30年9月閲覧、宮城県ホームページ）

表3.2-12 仙台市の水道普及状況の推移

年度	給水区域人口 (人)	給水人口 (人)	各年度末
			普及率 (%)
平成24年度	1,029,407	1,025,596	99.6
平成25年度	1,038,522	1,035,032	99.7
平成26年度	1,046,192	1,042,903	99.7
平成27年度	1,050,296	1,047,883	99.8
平成28年度	1,053,304	1,051,013	99.8

出典：「平成25～29年版 宮城県統計年鑑」（宮城県）

2) 下水道

仙台市の下水道普及状況の推移は表3.2-13に示すとおりであり、平成29年の下水道普及率は98.1%である。

表3.2-13 仙台市の下水道普及状況の推移

各年3月31日現在

年度	行政区域人口 (人)	処理区域内人口 (人)	普及率 (%)
平成25年度	1,038,522	1,017,716	98.0
平成26年度	1,046,192	1,025,607	98.0
平成27年度	1,050,296	1,029,585	98.0
平成28年度	1,053,304	1,032,855	98.1
平成29年度	1,053,717	1,033,636	98.1

出典：「平成25～29年版 宮城県統計年鑑」（宮城県）

(3) 廃棄物処理施設

仙台市のごみ排出量の推移は、表3.2-14に示すとおりであり、減少傾向にあったが、平成29年度は前年に比較して増加した。平成29年度おけるごみ排出量は377,595tである。

調査範囲における産業廃棄物処理業者は表3.2-15に示すとおりである。産業廃棄物処理業者の位置は図3.2-7に示すとおりである。中間処理施設が4件、埋立処理施設が2件立地している。

表3.2-14 仙台市のごみ排出量の推移

年度		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
人口(人)		1,068,511	1,073,242	1,082,185	1,084,674	1,086,377
ごみ総量(t)		390,383	385,863	381,036	376,033	377,595
処理内訳 (t)	焼却	336,897	333,424	329,294	325,903	328,502
	埋立	4,842	4,740	4,596	4,170	4,343
	資源化	48,644	47,699	47,146	45,960	44,750

出典：「平成30年度 仙台市環境局事業概要」（平成30年、仙台市）

表3.2-15 産業廃棄物処理業者

<中間処理>

No.	許可業者名	処分方法	処理できる産業廃棄物の種類	処理能力
①	(株) 東北産廃	天日乾燥・油水分離	汚泥	天日乾燥 14m ³ /日 油水分離 5m ³ /日
②	サンケミファ (株)	中和	廃酸、廃アルカリ	10m ³ /日
③	仙台環境開発 (株)	破砕	木くず	64t/日(チップ) 16t/日(オガ粉)
		破砕	廃プラスチック、紙くず、繊維くず	4t/日
		破砕・圧縮固化	廃プラスチック、紙くず、木くず	廃プラ 13.6t/日 紙くず 16.8t/日 木くず 28.8t/日
		破砕	廃プラスチック、紙くず、木くず	4t
		選別	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器、がれき類	83.2t/日
		破砕・乾燥	ガラス陶磁器	16t/日(廃石膏ボードに限る)
		乾燥	ガラス陶磁器	48t/日(廃石膏に限る)
④	仙台環境開発 (株)	破砕	燃え殻、汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器、鉍さい、がれき類	燃え殻 4.224t/日、汚泥 4.080t/日、廃プラ・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類 3.984t/日、鉍さい 7.152t/日
				344t/日

<最終処理>

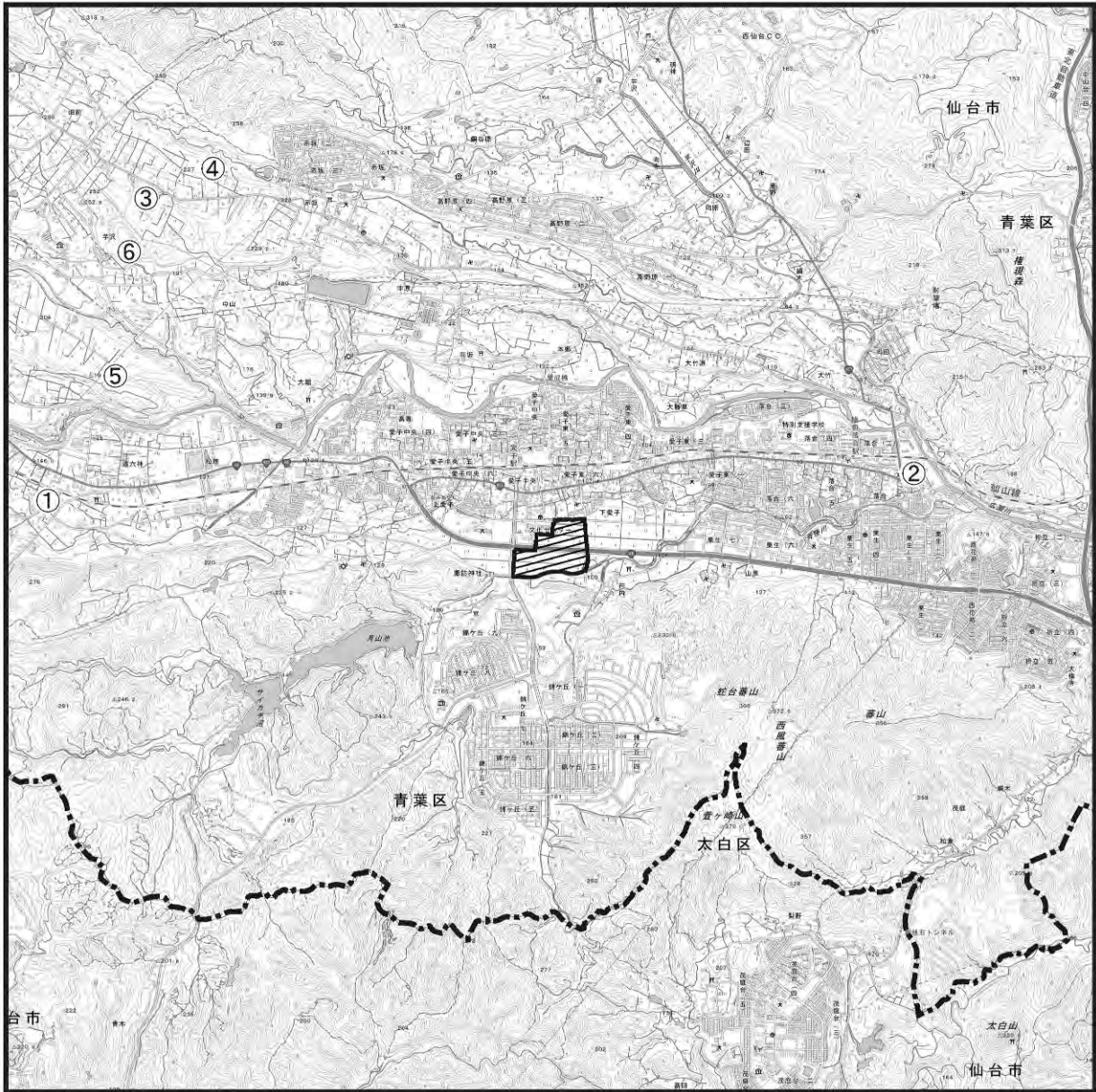
No.	許可業者名	処分方法	処理できる産業廃棄物の種類	施設の種類の種類
⑤	(株) ジャパンクリーン	埋立	燃え殻、汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器、鉍さい、がれき類、ばいじん、第13号廃棄物	管理型
⑥	仙台環境開発 (株)	埋立	燃え殻、汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器、鉍さい、がれき類、ばいじん、第13号廃棄物	管理型

<最終処理(特別管理産業廃棄物)>


No.	許可業者名	処分方法	処理できる産業廃棄物の種類	施設の種類の種類
⑤	(株) ジャパンクリーン	埋立	廃石綿等	管理型
⑥	仙台環境開発 (株)	埋立	廃石綿等	管理型

注) No. は図3.2-7に対応する。

出典：「仙台市産業廃棄物処理業者名簿」(平成30年4月1日現在、仙台市)



凡例

 : 対象事業計画地

 : 区界

①～④ : 産業廃棄物中間処理施設

⑤～⑥ : 産業廃棄物最終処分施設

注) 図中の番号は表3.2-15に対応する。

出典: 「仙台市産業廃棄物処理業者名簿」(平成30年4月1日現在、仙台市)

図3.2-7 産業廃棄物処理施設位置図



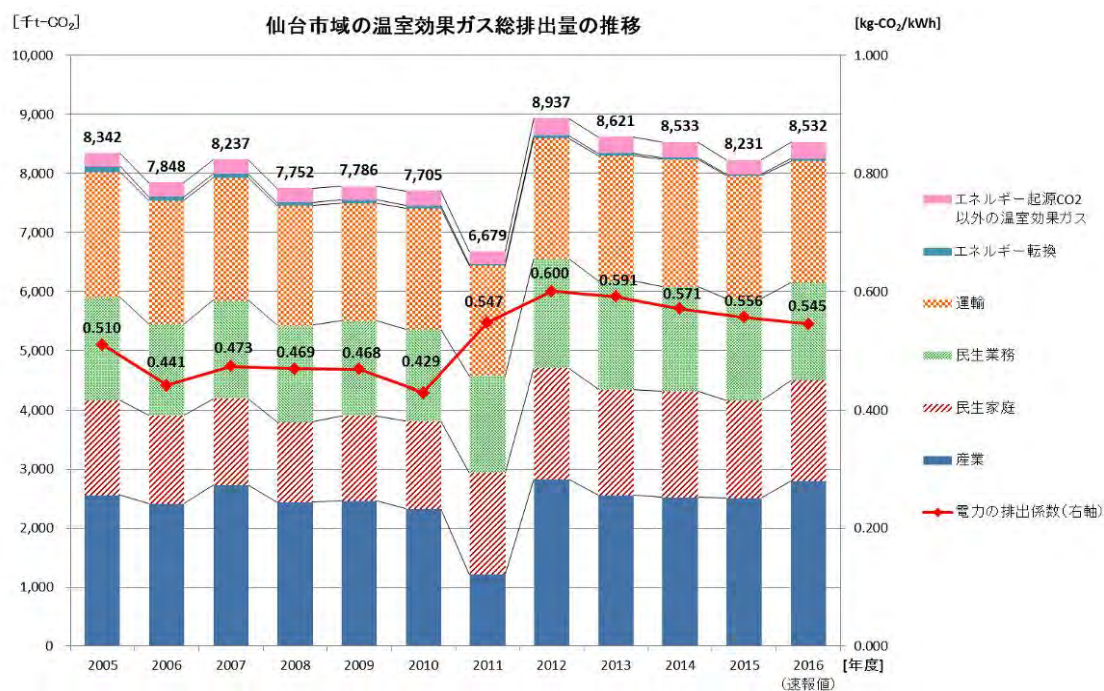
S=1:50,000

0 500 1000 2000m

(4) 温室効果ガス

「仙台市の温室効果ガス排出量」（平成30年9月閲覧、仙台市ホームページ）によると、仙台市域における平成27年度（2015年度）温室効果ガス排出量確定値は、排出量で823万1千t-CO₂となり、平成26年度（2014年度）確定値から3.5%減少した。これは、平成27年度が、主に暖冬の影響による燃料使用量の減少および電力排出係数（電力供給量あたりの二酸化炭素排出量）減少の影響等を受けて減少したものと推測される。

仙台市域の温室効果ガス排出量の推移は図3.2-8に示すとおりである。



出典：「仙台市域における温室効果ガス排出量の概要」（平成30年9月閲覧、仙台市Web）

図3.2-8 仙台市域の温室効果ガス排出量の推移

3.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

調査範囲の教育施設、病院及び社会福祉施設等は表3.2-16に示すとおりである。その位置は図3.2-9に示すとおりである。

対象事業計画地の北側には、愛子すぎのこ保育園、宮城社会福祉センター及びハートピアエストが近接している。

表3.2-16(1) 配慮が必要な施設等(教育施設)

No.	施設名	No.	施設名
1	愛子幼稚園	10	茂庭台小学校
2	折立幼稚園	11	折立小学校
3	茂庭幼稚園	12	広瀬中学校
4	愛子小学校	13	折立中学校
5	錦ヶ丘小学校	14	大沢中学校
6	広瀬小学校	15	茂庭台中学校
7	栗生小学校	16	錦ヶ丘中学校(建設中)
8	大沢小学校	17	宮城広瀬高等学校
9	川前小学校	18	仙台高等専門学校 広瀬キャンパス

注) No. は図3.2-9に対応する。

出典: 「せんだいくらしのマップ」(平成30年9月閲覧、仙台市)

表3.2-16(2) 配慮が必要な施設等(病院)

No.	施設名	No.	施設名
19	宮城県立こども病院	21	エコー療育園
20	西仙台病院	—	—

注) No. は図3.2-9に対応する。

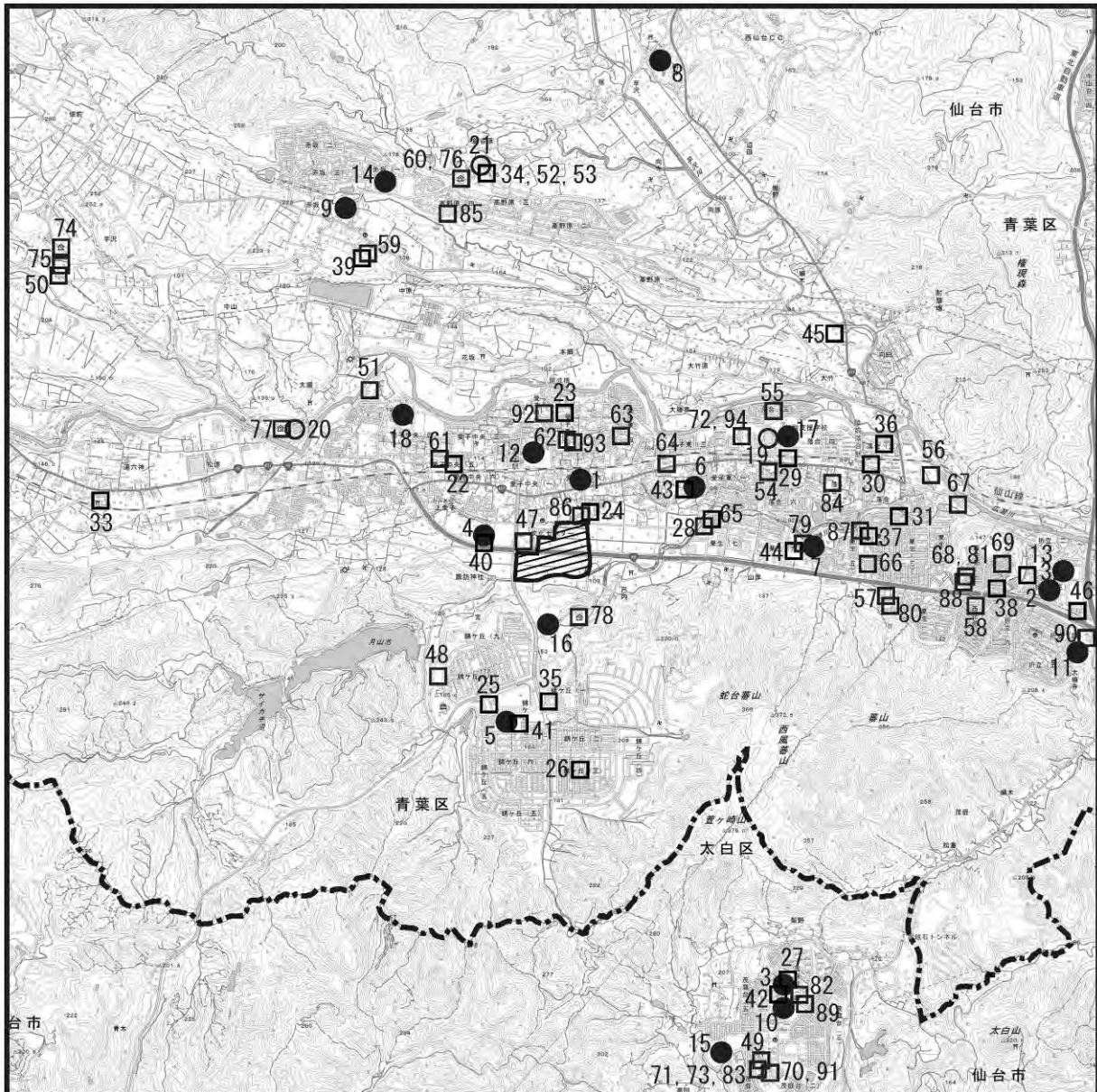
出典: 「せんだいくらしのマップ」(平成30年9月閲覧、仙台市)

表3. 2-16(3) 配慮が必要な施設等(社会福祉施設)


No.	施設名	No.	施設名
22	アスク愛子保育園	59	仙台市川前老人憩の家
23	あつぶる愛子保育園	60	おおさわデイサービスセンター
24	愛子すぎのこ保育園	61	デイサービスセンター陽だまりの家
25	コスモス錦保育所	62	アサヒサンククリーン株式会社あやしデイサービスセンター
26	第2コスモス錦保育所	63	茶話本舗デイサービス 仙台愛子亭
27	茂庭ピッパラ保育園	64	通所介護事業所ウエックデイサービスセンター愛子東
28	コスモスひろせ保育園	65	デイサービスまなびや栗生館
29	はぐくみ保育園	66	有限会社ゆうわ栗生デイサービス
30	落合保育所	67	リハビリステーションばんざん
31	栗生あおば保育園	68	デイサービスセンターあんずハウス西花苑
32	折立保育所	69	デイサービス照敬庵西花苑
33	認定こども園友愛幼稚園	70	リハビリサロン豊齢
34	せせらぎ保育園	71	茂庭デイサービスセンター
35	カール錦ヶ丘ナーサリー	72	あやし地域包括支援センター
36	おひさま保育園	73	茂庭地域包括支援センター
37	栗生ひよこ園	74	自生苑
38	たっこの家	75	自生苑サテライト
39	川前児童館	76	エコーが丘
40	愛子児童館	77	洛風苑
41	錦ヶ丘児童館	78	仙台敬寿園
42	茂庭台児童館	79	ベストライフ仙台西
43	広瀬マイスクール児童館	80	栗生ハウス
44	栗生児童館	81	さくらハウス西花苑
45	大竹児童館	82	サニーライフ仙台茂庭台
46	折立児童館	83	茂庭苑
47	宮城社会福祉センター	84	小規模多機能ホーム アイリス
48	ポケット	85	グループホームさくら高野原
49	太白ありのまま舎	86	ハートピアエスト
50	ますみ学園	87	愛・グループホーム仙台栗生
51	ワークしんせい	88	グループホーム愛和の郷
52	エコー療育園	89	愛の家グループホーム仙台茂庭台
53	みつばち	90	泉翔の里
54	Petit Eclair	91	茂庭台豊齢ホーム
55	大きなポッケ	92	ショートステイはぎの里
56	わ・は・わ広瀬	93	祥葉苑
57	ぱーとなー	94	あさひ滝の瀬苑
58	仙台市西花苑たんぼぼホーム	—	—

注) No. は図3. 2-9に対応する。

出典：「せんだいくらしのマップ」(平成30年9月閲覧、仙台市)



凡例

 : 対象事業計画地

 : 区界

● : 教育施設 (1~18)

○ : 病院 (19~21)

□ : 福祉施設 (22~94)

注) 図中の番号は表3.2-16に対応する。

出典: 「せんだいくらしのマップ」(平成30年8月閲覧、仙台市)

図3.2-9 配慮が特に必要な施設等の位置



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3.2.6 環境の保全等を目的とする法令等

(1) 法令等に基づく指定・規制

1) 自然環境保全に係る指定地域等の状況

ア 自然公園区域

調査範囲には、「自然公園法」に基づく国立公園及び国定公園は存在しない。また、「宮城県自然公園条例」に基づく県立自然公園は存在しない。

イ 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

調査範囲における「自然環境保全法」及び「宮城県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域の指定状況は、図3.2-10に示すとおりであり、「太白山」がある。また、「宮城県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域の指定状況は、図3.2-10に示すとおりであり、「蕃山・斉勝沼」及び「権現森」がある。

ウ 鳥獣保護区

調査範囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく指定状況は、図3.2-11に示すとおりであり、「仙台」、「蕃山」及び「奥武士」がある。

エ 風致地区

調査範囲には、「都市計画法」に基づく風致地区は存在しない。

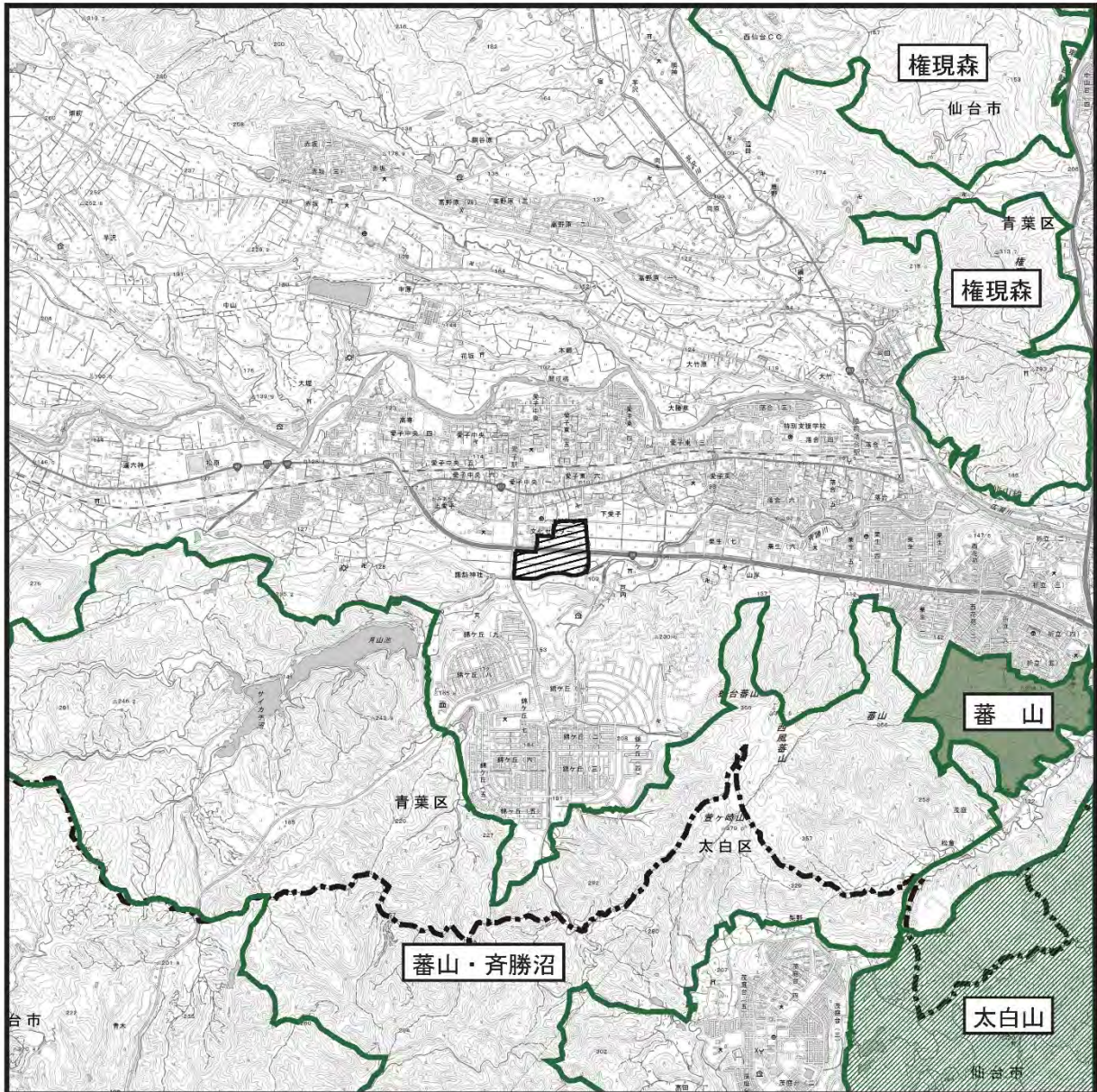
オ 特別緑地保全地区及び緑化重点地区

調査範囲における「都市緑地法」に基づく指定状況は、図3.2-10に示すとおりであり、対象事業計画地南東側約2.6kmに、「蕃山特別緑地保全地区」がある。





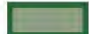
なお、調査範囲には、「都市緑地法」に基づく緑化重点地区は存在しない。

カ 保安林

調査範囲における「森林法」に基づく指定状況は、図3.2-12に示すとおりである。

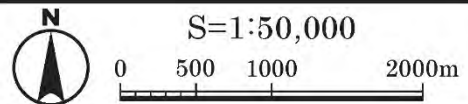


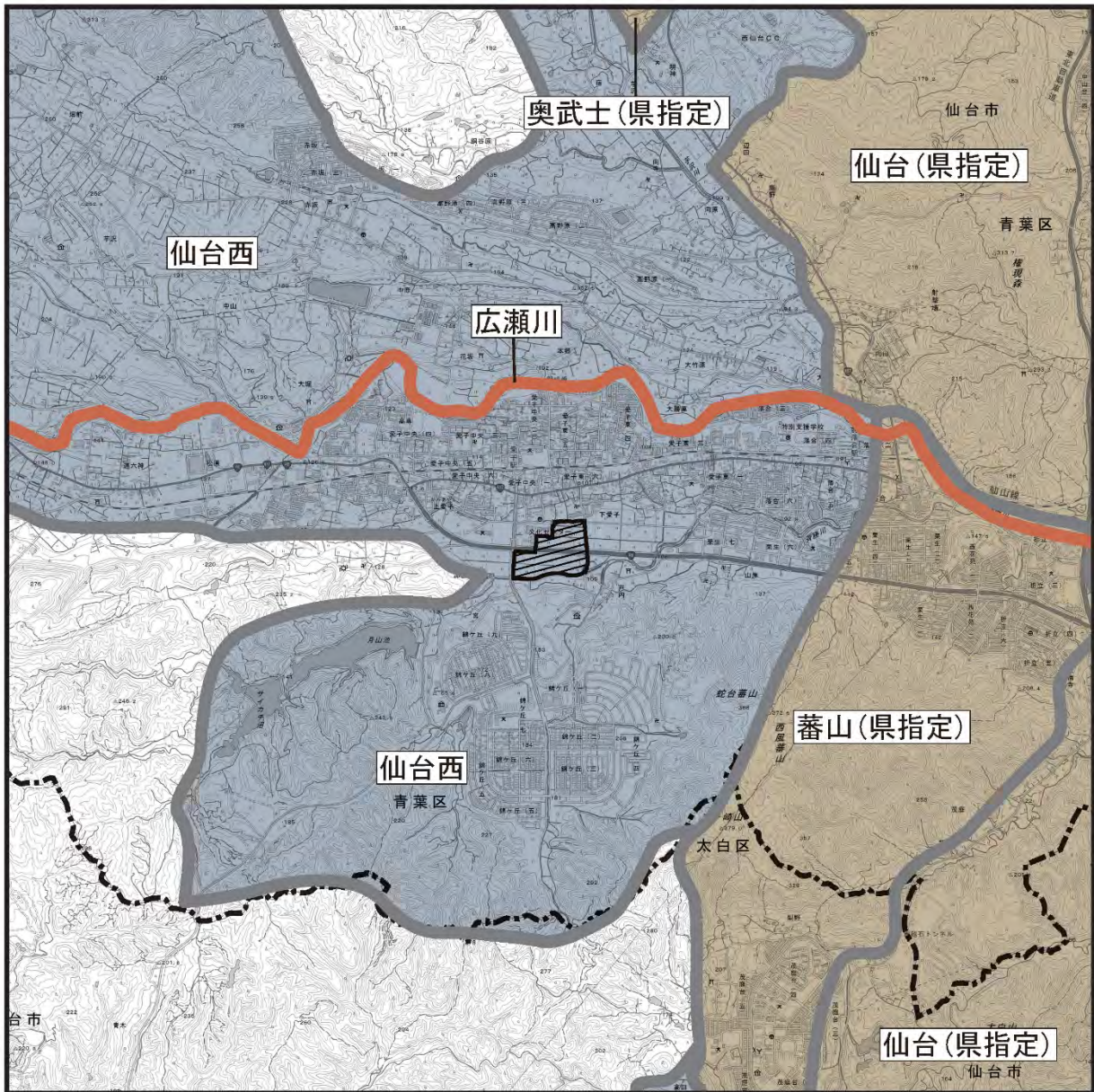
凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 緑地環境保全地域
-  : 自然環境保全地域
-  : 特別緑地保全地区




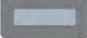

出典:「仙台市公園・緑地等配置図」(平成29年4月1日現在、仙台市)

図3.2-10 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域等





凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 指定猟法禁止区域(鉛製散弾)
-  : 特定猟具使用禁止区域(銃)
-  : 鳥獣保護区

出典:「平成28年度 宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成28年10月、宮城県)

図3.2-11 鳥獣保護区




S=1:50,000

0 500 1000 2000m





凡 例

 : 対象事業計画地

 : 区界

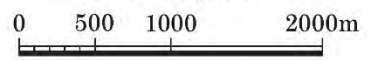
 : 保安林

出典:「森林情報提供システム」(平成30年7月閲覧、宮城県ホームページ)

図3.2-12 保安林



S=1:50,000



キ 保全樹木、保存樹林、保存緑地

調査範囲における「都市緑地法」に基づく指定状況は、図3.2-10に示すとおりであり、「蕃山特別緑地保全地区」がある。

なお、調査範囲には、「都市緑地法」に基づく緑化重点地区は存在しない。

仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」、「保存樹林」及び「保存緑地」の調査範囲における指定状況は表3.2-17及び図3.2-13に示すとおりである。

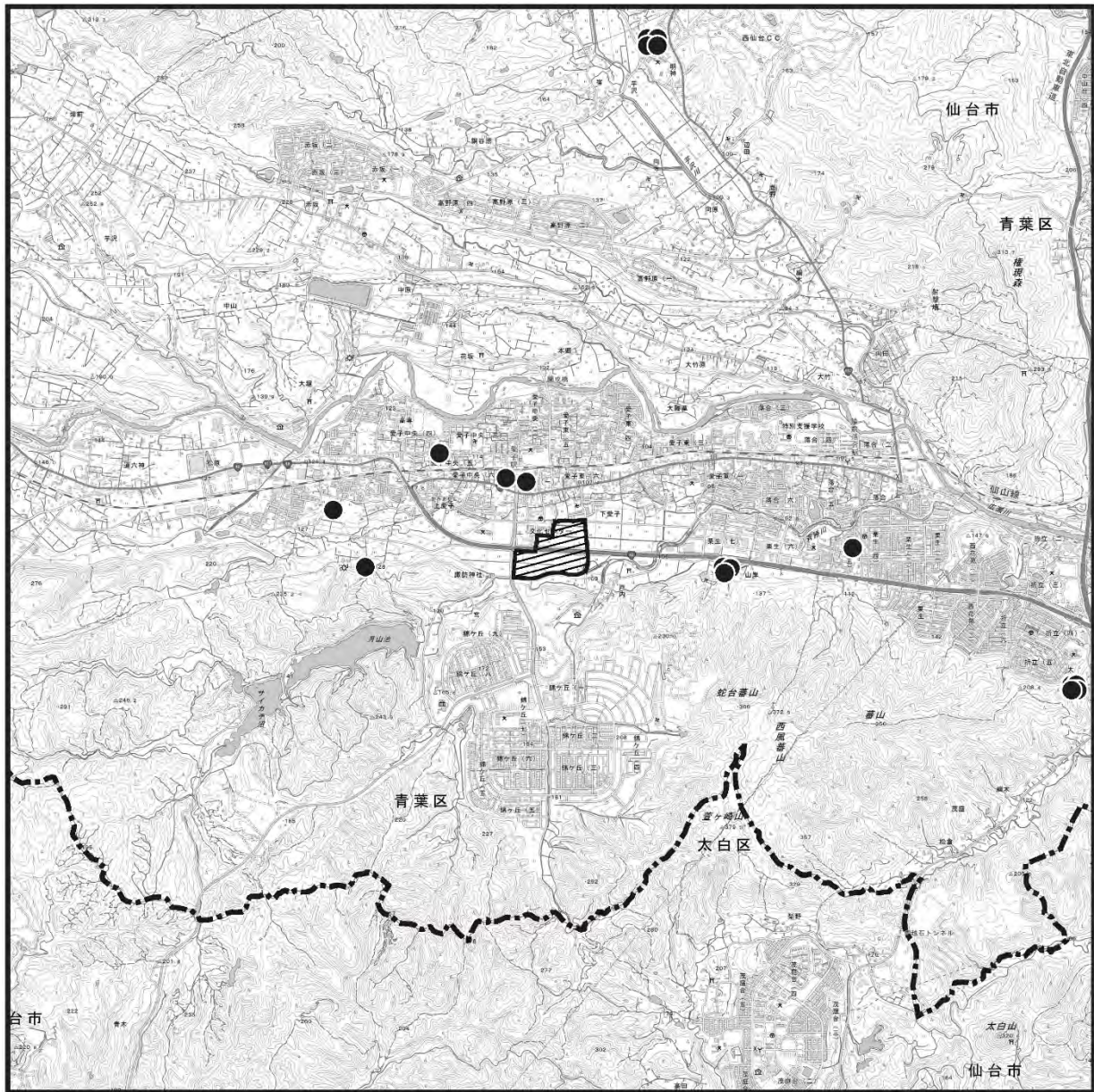
なお、調査範囲には「保存樹林」及び「保存緑地」は存在しない。

調査範囲内では「保存樹木」が9箇所（17本）指定されている。対象事業計画地の北西側約400mには保存樹木に指定されている「下愛子のかんざしざくら」があり、市の天然記念物にも指定されている。


表3.2-17 保存樹木

No.	所有者	所在地	名称	樹種
1	大梅寺	青葉区茂庭字綱木裏山	大梅寺のこうやまき	コウヤマキ（コウヤマキ科）
2			大梅寺のしだれざくら	シダレザクラ（バラ科）
3			大梅寺の椿	ツバキ（ツバキ科）
4			大梅寺のひよくひば	ヒヨクヒバ（ヒノキ科）
5	宇那禰神社	青葉区芋沢字明神	宇那禰神社のすぎ（1）	スギ（ヒノキ科）
6			宇那禰神社のすぎ（3）	スギ（ヒノキ科）
7			宇那禰神社のすぎ（4）	スギ（ヒノキ科）
8			宇那禰神社のひのき	ヒノキ（ヒノキ科）
9	個人	青葉区上愛子字芋郷	上愛子のあかがし	アカガシ（ブナ科）
10	同慶寺	青葉区上愛子字芋郷	同慶寺のいろはもみじ	イロハモミジ（ムクロジ科）
11	個人	青葉区上愛子字芋郷	下愛子のかんざしざくら	カンザシザクラ（バラ科）
12	弥勒寺	青葉区下愛子字館	弥勒寺のさるすべり	サルスベリ（ミソハギ科）
13			弥勒寺のいちょう	イチョウ（イチョウ科）
14			弥勒寺のかつら	カツラ（カツラ科）
15	個人	青葉区栗生	栗生のいちい	イチイ（イチイ科）
16	仙台市	青葉区愛子中央	愛子駅前のしだれざくら	シダレザクラ（バラ科）
17	個人	青葉区愛子中央	せいざん（愛子）の臥龍梅	ウメ（バラ科）

出典：「杜の都の名木・古木」（平成29年3月、仙台市）



凡 例

 : 対象事業計画地

 : 区界

 : 保存樹木

出典:「杜の都の名木・古木」(平成29年3月、仙台市)

図3.2-13 保存樹林



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

(2) 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

1) 大気汚染

ア 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は、表3.2-18に示すとおりである。
なお、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020(改定版)」(平成28年3月、仙台市)では、二酸化窒素定量目標を「1時間値の1日平均値が0.04ppm(国の環境基準のゾーン下限値)以下であること」としている。

表3.2-18 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日、環境庁告示第25号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日、環境庁告示第38号)
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日、環境庁告示4号)
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日、環境省告示33号)

イ 排出基準等

「大気汚染防止法」において、固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類(一般粉じん、特定粉じん、ばい煙)ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準が定められている。

2) 騒音

ア 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表3. 2-19に示すとおりである。また、調査範囲の騒音に係る環境基準類型は図3. 2-14に示すとおりである。

対象事業計画地は、市街化調整区域のため、指定地域に該当しない。

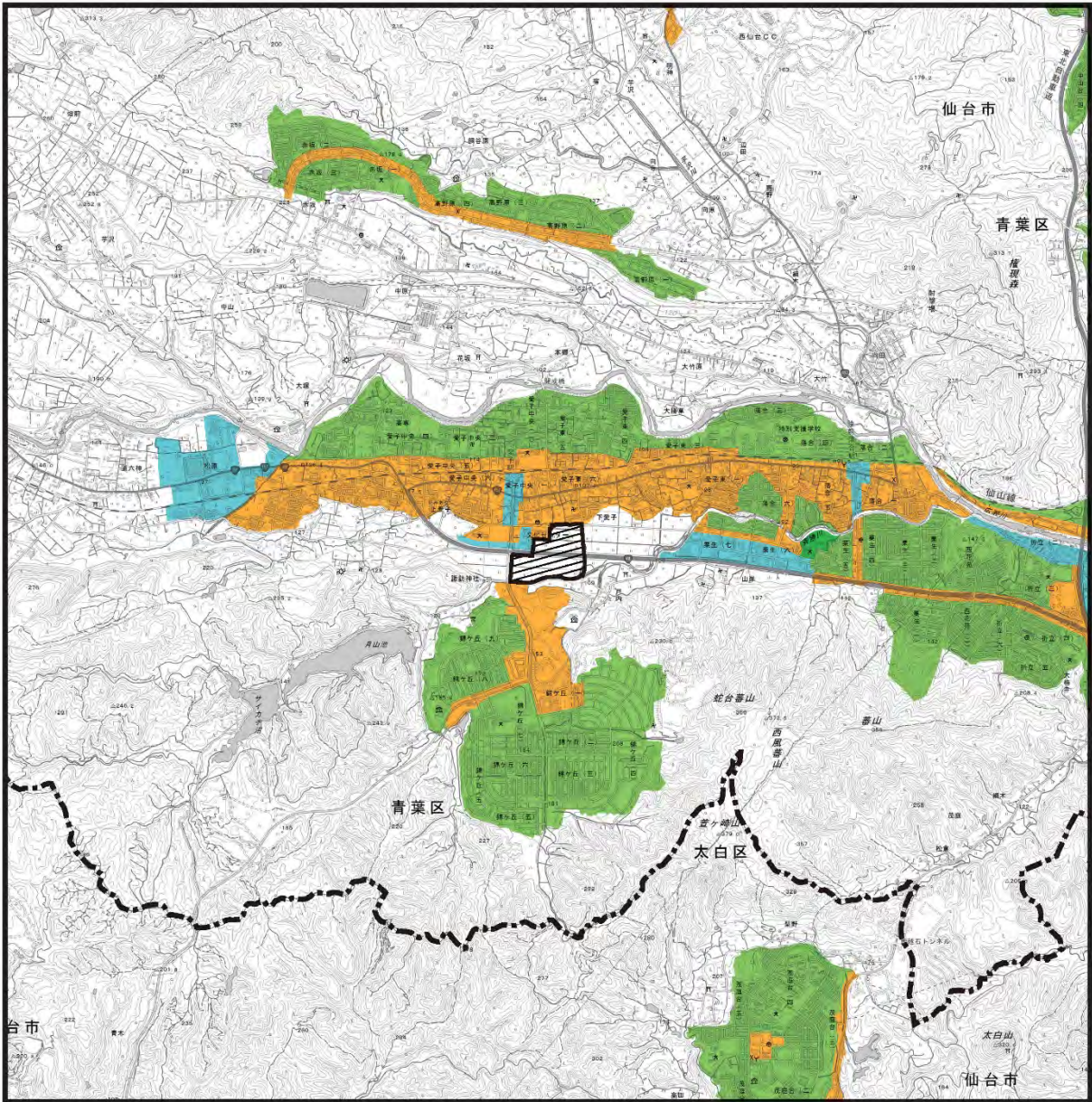
表3. 2-19 騒音に係る環境基準

地域 類型	あてはめる地域	地域の区分	環境基準 (L_{Aeq})	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第二号の規定により定められた文教地区（公園の区域を除く。）に限る。）		50 dB 以下	40 dB 以下
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 （AAの項に掲げる地域を除く。）	一般地域	55 dB 以下	45 dB 以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 （Aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。）	一般地域	55 dB 以下	45 dB 以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
C	近隣商業地域 （Bの項に掲げる地域を除く。） 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60 dB 以下	50 dB 以下
		車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間（屋外）		70 dB 以下	65 dB 以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間（窓を閉めた屋内）		45 dB 以下	40 dB 以下






注) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲を指す。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号、改正 平成12年3月28日 環境庁告示第20号、改正 平成17年5月26日 環境庁告示第45号、改正 平成24年3月30日 環境庁告示第54号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年3月30日 仙台市告示第126号）

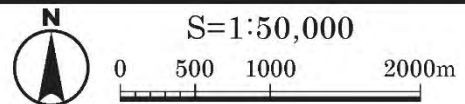


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : A類型、a区域
-  : B類型、b区域
-  : C類型、c区域

注 A類型、B類型、C類型については「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年3月30日 仙台市告示第126号)に基づき作図した。
 a区域、b区域、c区域については「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」(平成12年3月27日 仙台市告示第230号)に基づき作図した。

図3.2-14 騒音に係る環境基準類型図及び地域の区分図



イ 要請限度

自動車騒音に係る要請限度は表3.2-20に示すとおりである。調査範囲における自動車騒音に係る要請限度の区域の区分は図3.2-14に示すとおりである。

対象事業計画地は、市街化調整区域のため、b区域に該当する。

表3.2-20 自動車騒音に係る要請限度

地域の区分			要請限度 (L_{Aeq})	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	一車線を有する道路に面する区域	65 dB 以下	55 dB 以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 文教地区	二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB 以下	65 dB 以下
b	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	一車線を有する道路に面する区域	65 dB 以下	55 dB 以下
	近隣商業地域 (aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。) 市街化調整区域	二車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 dB 以下	70 dB 以下
c	近隣商業地域 (bの項に掲げる地域を除く。) 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する区域	75 dB 以下	70 dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間		75 dB 以下	70 dB 以下

注) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲を指す。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日 総理府令第15号、最終改正：平成23年11月30日 環境省令第32号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」（平成12年3月27日 仙台市告示第230号）

ウ 規制基準

騒音規制法に基づき、都道府県知事及び市長が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域を指定している。

騒音規制法、宮城県公害防止条例及び仙台市公害防止条例に基づく工場・事業場等、特定建設作業及び指定建設作業の規制基準は、表3.2-21～表3.2-23に示すとおりである。調査範囲の騒音規制地域区分は図3.2-15に示すとおりである。

対象事業計画地は、市街化調整区域のため、工場・事業場等に係る騒音の規制基準が第二種区域、特定建設作業及び指定建設作業の規制基準が一号区域の規制が適用される。

表3.2-21 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19～22時)	夜間 (22時～6時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び文教地区	50 dB	45 dB	40 dB
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、域第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び地区・地域の指定のない地域	55 dB	50 dB	45 dB
第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 dB	55 dB	50 dB
第四種区域	工業地域	65 dB	60 dB	55 dB

注1) 基準は敷地境界線上。

注2) 第二種、第三種、第四種区域では、学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲50mの区域内は上の基準から5dB減じた値とする。

注3) 仙台市における第二種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域については、第一種区域の基準を適用するものとする。

注4) 仙台市における近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域であるものについては、第二種区域の基準を適用する。

出典：「騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日 仙台市告示第185号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日 仙台市規則第25号）

「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日 宮城県規則第79号）

表3.2-22 特定建設作業に係る騒音の規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大 連続 作業 日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機 またはくい打くい抜機（圧入式を除 く）を使用する作業（くい打機をア ースオーガーと併用する作業を除く）	85 dB 以下	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日 曜 ・ 休 日 に お け る 作 業 の 禁 止
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業（作業地点が 連続的に移動する作業は1日の作業に 係る2地点間最大距離が50mを超え ない作業に限る）							
4. 空気圧縮機（原動機の定格出力が15kw 以上を使用する作業）（さく岩機の動 力として使用する作業を除く）							
5. コンクリートプラント（混練機の混練 容量が0.45m ³ 以上）またはアスファ ルトプラント（混練機の混練容量が 200kg 以上）を設けて行う作業（モ ルタルを製造するためにコンクリート プラントを設けて行う作業を除く）							
6. バックホウを使用する作業（原動機の 定格出力が80kw以上のものに限る）							
7. トラクターショベルを使用する作業 （原動機の定格出力が70kw以上のも のに限る）							
8. ブルドーザーを使用する作業（原動機 の定格出力が40kw以上のものに限る）							

注1) 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以内の地域。

注2) 二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以外の地域。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により指定する区域について」（平成8年3月29日 仙台市告示第186号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準について」（昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示1号）

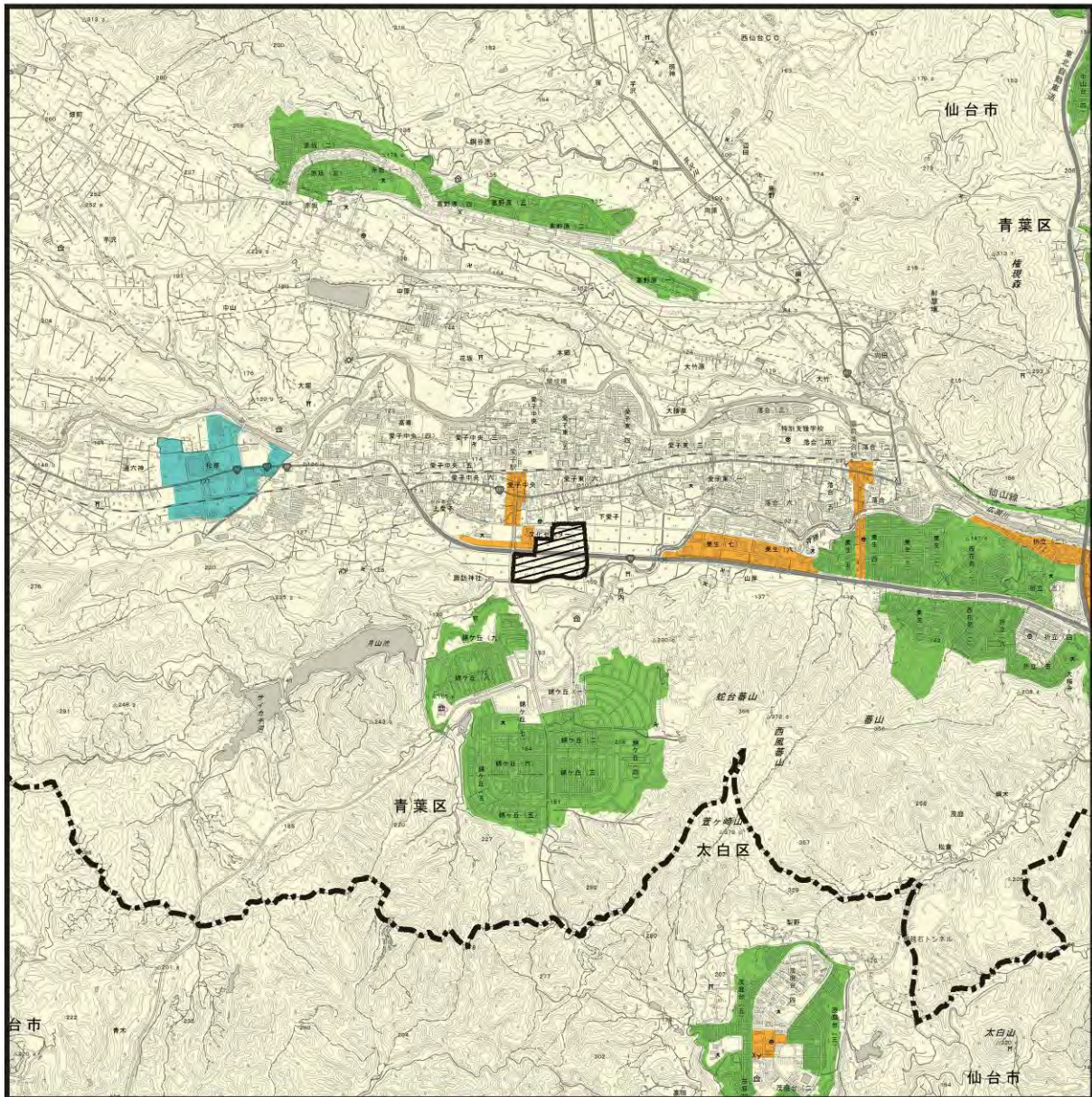
表3.2-23 指定建設作業騒音に係る規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大 連続 作業 日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. ロードカッターその他これらに類する 切削機を使用する作業	80 dB 以下 (但し学校等 の周囲 50mの 区域内にある 場合には 75dB 以下)	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 9 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日曜・休日における 作業の禁止
2. ブルドーザー・パワーショベル・バック ホウ・その他これらに類する掘削機 械を使用する作業							
3. 振動ローラー・タイヤローラー・ロード ローラー・振動プレート・振動ラン マその他これらに類する締固め機 械を使用する作業							
4. はつり作業及びコンクリート仕上げ 作業で原動機を使用するもの							




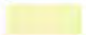


注1) 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以内の地域。

注2) 二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以外の地域。

出典：「仙台市公害防止条例」（平成8年3月19日 仙台市条例第5号）
「特定建設作業の届出案内」（平成30年9月改訂、仙台市Web）



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 第一種区域
-  : 第二種区域
-  : 第三種区域
-  : 第四種区域

注) 「騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」(平成8年3月29日 仙台市告示第185号)に基づき作図した。

図3.2-15 工場・事業場等に係る騒音規制区域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3) 振動

ア 要請限度

振動規制法による道路交通振動に係る要請限度は表3.2-24に示すとおりである。対象事業計画地は、市街化調整区域のため、第一種区域に該当する。

表3.2-24 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域(周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域であるもの。) 市街化調整区域又は地区の指定のない地域		65 dB	60 dB
第二種区域	近隣商業地域(第一種区域を除く。) 商業地域 準工業地域 工業地域		70 dB	65 dB

注) 基準は敷地境界線上。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和53年11月10日 総理府令第58号)

「道路交通振動規制の区域及び時間」(昭和53年3月31日 宮城県告示第265号)

「振動規制法施行規則(昭和51年総理府例第58号)別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について」(平成8年3月29日 仙台市告示第190号)

イ 規制基準

振動規制法に基づき、都道府県知事及び市長が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域を指定している。

振動規制法、宮城県公害防止条例及び仙台市公害防止条例に基づく工場・事業場等、特定建設作業及び指定建設作業の規制基準は、表3.2-25～表3.2-27に示すとおりである。

対象事業計画地は、市街化調整区域のため、工場・事業場等に係る騒音の規制基準が第一種区域、特定建設作業及び指定建設作業の規制基準が一号区域の規制が適用される。

表3.2-25 工場・事業場等に係る振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	60 dB	55 dB
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 dB	60 dB

注1) 基準は敷地境界線上。

注2) 学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲50mの区域内は上の基準から5dB減じた値とする。

注3) 仙台市における近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域であるものについては、第一種区域の基準を適用する。

注4) 仙台市における市街化調整区域及び地域の指定のない地域は第一種区域の基準を適用する。

出典：「振動規制法施行規則（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日 仙台市告示第188号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日 仙台市規則第25号）

「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日 宮城県規則第79号）

表3.2-26 特定建設作業振動に係る基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続作業日数	作業日の制限
		開始終了		実働時間			
		一号区域	二号区域	一号区域	二号区域		
1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）、くい打ちくい抜き機（圧入式を除く）を使用する作業	75 dB 以下	午前7時～午後7時	午前6時～午後9時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内	日曜・休日における作業の禁止
2. 剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. ブレーカーを使用する作業（手持式を除く）							

注1) 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以内の地域。

注2) 二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以外の地域。

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日 政令第280号）

「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により、市長が指定する区域について」（平成8年3月29日 仙台市告示第189号）

表3.2-27 指定建設作業振動に係る基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大 連続 作業 日数	作業 日の 制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業	75 dB 以下 (但し学校等の周囲 50m の区域内にある場合には 70dB 以下)	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 9 時	10 時間以内	14 時間以内	連続 6 日以内	日曜・休日における 作業の禁止
2. 振動ローラー、ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業							

注1) 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以内区域。

注2) 二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以外区域。

出典：「仙台市公害防止条例」（平成8年3月19日 仙台市条例第5号）

「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により、市長が指定する区域について」（平成8年3月29日 仙台市告示第189号）

4) 悪臭

ア 悪臭防止法

悪臭防止法では、都道府県知事（政令指定都市の市長を含む）が悪臭物質の排出を規制する規制地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、規制地域として、都市計画法に基づく市街化区域を指定し、特定悪臭物質(22項目)による濃度規制が行われている。

特定悪臭物質の種類及び許容濃度は表3.2-28に示すとおりである。規制地域の範囲は図3.2-7に示すとおりであり、対象事業計画地は、市街化調整区域のため、規制地域に該当しない。

表3.2-28 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

特定悪臭物質の種類	基準濃度	特定悪臭物質の種類	基準濃度
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」
(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)

イ 宮城県公害防止条例

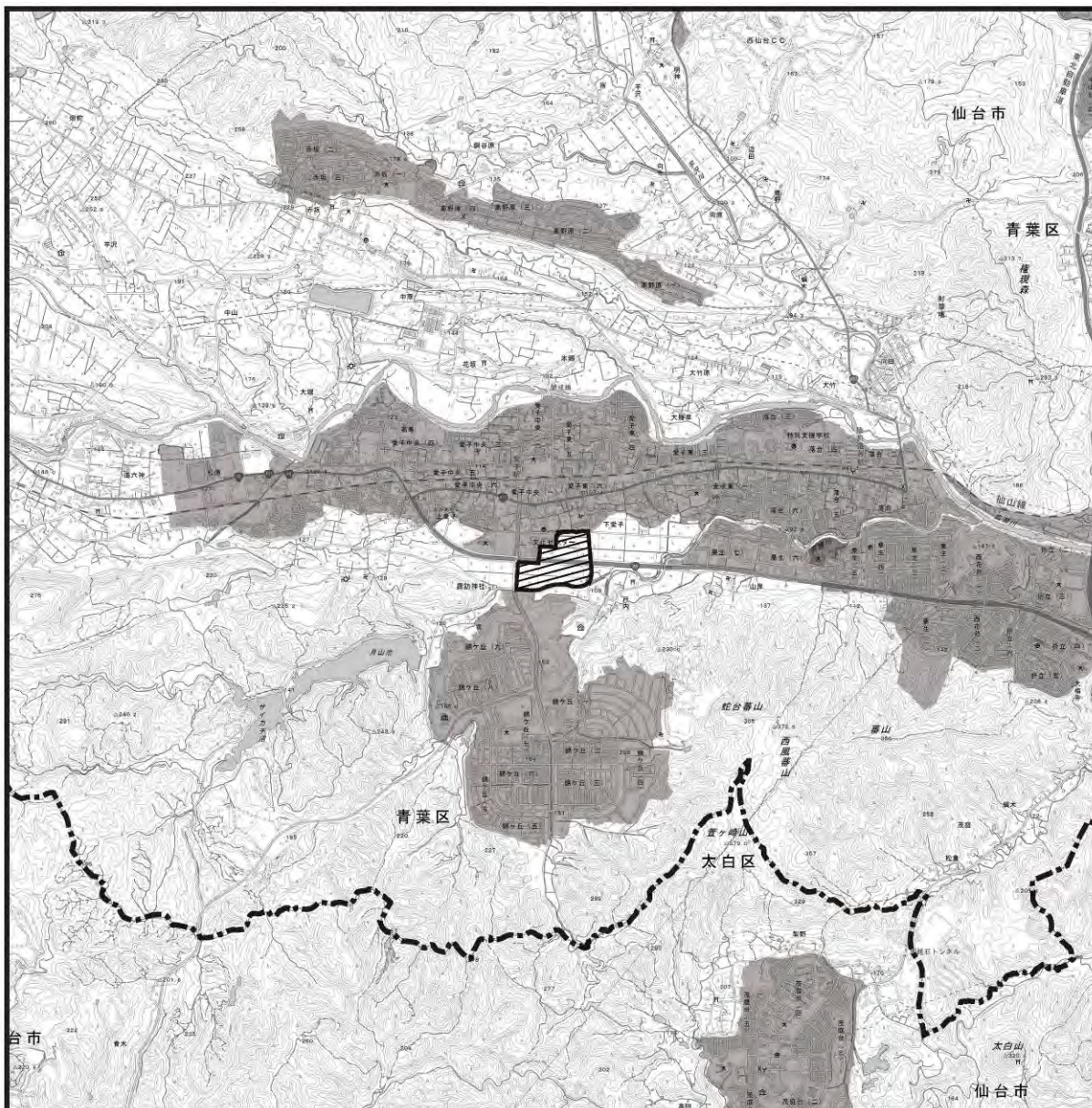
宮城県公害防止条例では、県内全域（悪臭防止法指定地域を除く）における特定施設を対象に臭気指数による規制基準（敷地境界で臭気指数15）が定められている。

ウ 宮城県悪臭公害防止対策要綱




宮城県悪臭公害防止対策要綱では、県内全域について悪臭防止法及び宮城県公害防止条例の規制対象外の農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業の事業場を対象に臭気強度による規制基準（敷地境界で臭気強度1.8）が定められている。

エ 仙台市悪臭対策指導要綱

仙台市悪臭対策指導要綱では、市内全域の工場・事業場を対象に臭気指数による指導基準（敷地境界で臭気濃度10）が定められている。

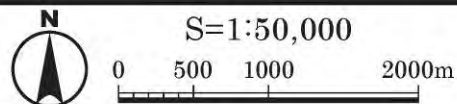


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 悪臭防止法による規制区域

注) 「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)に基づき作図した。

図3.2-16 悪臭防止法による規制区域



5) 水質

ア 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）（表3.2-29）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）（表3.2-30）が設定されている。また、ダイキシン類対策特別措置法に基づいて、ダイオキシン類の環境基準（表3.2-20）が設定されている。この他、人の健康の保護に関連する物質として、クロロホルム等有機化学物質、農薬等26項目が「要監視項目」（表3.2-31）とされ、公共用水域における水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）については、河川、海域、湖沼等において水域類型が設定されている。調査範囲においては、図3.2-17に示すとおり、広瀬川が鳴合橋より上流がA類型、鳴合橋より下流がB類型に指定されている。

表3.2-29 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値 ^{※1}	項目	基準値 ^{※1}
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと ^{※2}	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと ^{※2}	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと ^{※2}	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

※1：基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※2：「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表1人の健康の保護に関する環境基準」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表3.2-30 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸 素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級，自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級，水産1級，水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級，水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級，工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級，農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級，環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

注1) 基準値は日間平均値とする。

注2) 農業用利水点については，水素イオン濃度6.0以上7.5以下，溶存酸素量5mg/L以上とする。

注3) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ，イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ，フナ等，β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ，サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち，生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ，フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち，生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

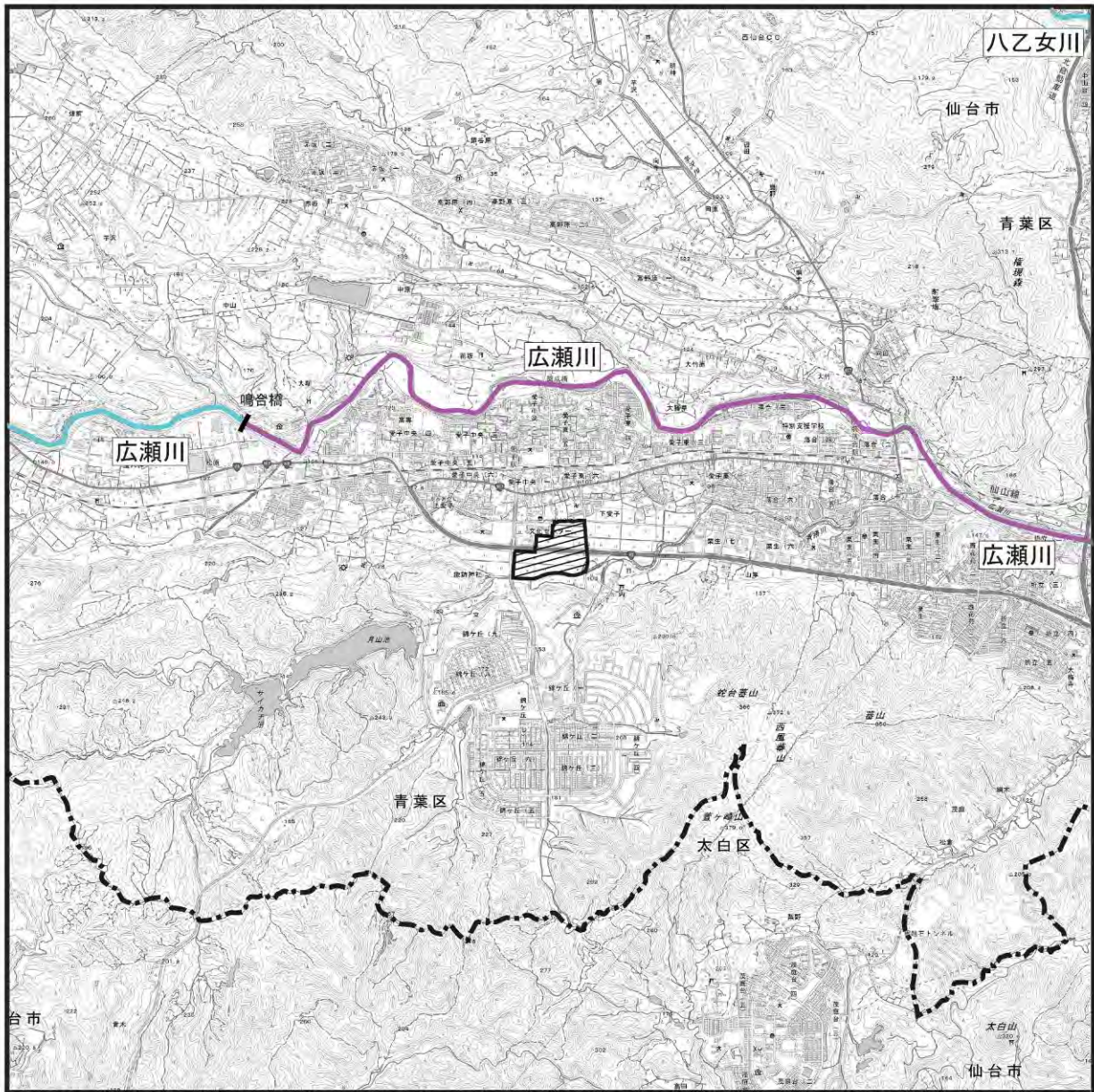
注) 基準値は年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表2生活環境の保全に関する環境基準」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表3.2-31 要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」(平成21年11月30日 環水大発第091130004号・環水大土発第091130005号)

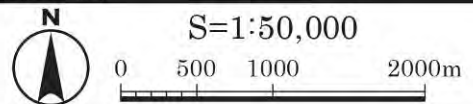


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : A類型
-  : B類型

出典:「水質環境基準と類型あてはめ」(平成30年8月閲覧、宮城県ホームページ)

図3.2-17 水域類型図



ア 排水基準

水質汚濁防止法、宮城県または仙台市の条例により、事業場等の排水が規制されている、排水基準は表3.2-32及び表3.2-33に示すとおりである。

また、下水道法に規定される特定事業場から公共下水道へ排出される排水は、表3.2-34に示すとおり、下水道法及び仙台市下水道条例により排水基準が定められている。

仙台市では、市民共有の財産である美しい広瀬川の清流を保全し、次代へ引き継いでゆくために「広瀬川の清流を守る条例」（昭和49年制定、仙台市）を制定し、広瀬川全流域の水質を守るため、水質保全区域を指定しており、当該区域内の事業所等から広瀬川へ排出される排水水について規制基準を定めている。排水水の規制基準は表3.2-35、水質保全区域は図3.2-18に示すとおりである。対象事業計画地は水質保全区域に位置し、該当するブロックはDである。

表3. 2-32 排水基準(有害物質)

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
シアン化合物	1 mg CN/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。)	1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
		1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
		チウラム	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	シマジン	0.03 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	ベンゼン	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
		ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L 海域 15 mg F/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L		
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合 物、亜硝酸化合物及び硝酸化合 物	アンモニア性窒素に0.4 を乗じたもの、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素の 合計 100 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L		
ジクロロメタン	0.2 mg/L		
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注1) 「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

注2) 砒素及びその化合物についての規制基準は、昭和49年12月1日前からゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。)を利用する工場等に係る排水については、当分の間、適用しない。(仙台市公害防止条例)

注3) カドミウム及びその化合物に係る仙台市公害防止条例の排水基準は0.1mg Cd/L。

注4) トリクロロエチレンに係る仙台市公害防止条例の排水基準は0.3mg/L。

注5) 1,1-ジクロロエチレンに係る仙台市公害防止条例の排水基準は0.2mg/L。

注6) 砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物及びふっ素及びその化合物についての規制基準は、温泉を利用する公衆浴場に属する事業場に係る排水についてこの表の基準を適用しない。(公害防止条例規則(宮城県))

出典: 「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

「水質汚濁防止法施行規則」(昭和46年6月19日 総理府・通商産業省令第2号)

「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日 宮城県規則第79号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

表3. 2-33 排水基準(生活環境項目)

項目	区分	水質汚濁防止法			宮城県 公害 防止 条例	仙台市 公害 防止 条例
		一般 排水基準	特別排水基準 ^{※2※6}			
			下水道 整備区域	その他 の区域		
適用される工場または事業場における 1日当りの平均的な排出水の量		50m ³ 以上	25m ³ 日以上		50m ³ 以上 (25m ³ 以上 ^{※5})	
水素イオン濃度 (pH)	海域以外に排出する場合	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	海域に排出する場合	5.0~9.0	—	—	5.0~9.0	5.0~9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L) ※海域・湖沼以外の公共用水域に排出する場合 に適用		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
化学的酸素要求量(COD)(mg/L) ※海域・湖沼に排出する場合に適用		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類(mg/L)	5	5	5	5	5
	動植物油脂類(mg/L)	30	30	30	30	30
フェノール類含有量(mg/L)		5	5	5	5	5
銅含有量(mg/L)		3	3	3	3	3
亜鉛含有量(mg/L)		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量(mg/L)		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量(mg/L)		10	10	10	10	10
クロム含有量(mg/L)		2	2	2	2	2
弗素含有量(mg/L)		—	—	—	—	15
大腸菌群数 [個/cm ³]		(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)
窒素含有量 ^{※3} (mg/L)		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	—
燐含有量 ^{※4} (mg/L)		16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	—

注1) ()の数値は日間平均値。

注2) 広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川うどう溜池から七北田川との合流点までの範囲に排出する1日当たりの排出量が25m³以上の特定事業場に適用される。

注3) 青下ダム貯水池、月山池、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

注4) 青下ダム貯水池、大倉ダム貯水池、月山池、七北田ダム貯水池、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

注5) 宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに注2)の地域に排出する場合は、1日当たりの排出量が25m³以上の事業場が規制対象となる。

注6) 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排出水に係る特別排水基準は、当該排出水の量が1日につき10m³以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となる。

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は燐(りん)含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和60年05月30日 環境庁告示27号)

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年12月23日 宮城県条例第40号)

「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日 宮城県規則第79号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

表3.2-34 排水基準(下水)

項目	基準値	
水温	45℃未満	
水素イオン濃度 (pH)	5.0 を超え 9.0(12) 未満	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 (1200) mg/L 未満	
浮遊物質 (SS)	600 (1200) mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L 以下
	動植物油脂類	30(150) mg/L 以下
よう素消費量	220 mg/L 未満	
フェノール類	5 mg/L 以下	
銅及びその化合物	3 mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下	
鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	
クロム及びその化合物	2 mg/L 以下	
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	
シアン化合物	1 mg/L 以下	
有機燐化合物	1 mg/L 以下	
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
チラウム	0.06 mg/L 以下	
シマジン	0.03 mg/L 以下	
チオベルカンプ	0.2 mg/L 以下	
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	10 【230】 mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	8 【15】 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L 未満	
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下	

注1) () 内の数値は、日平均排水量50m³未満の事業場に適用される。

注2) 【 】内の数値は、海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用。

出典：「下水道法」(昭和33年4月24日 法律第79号)

「仙台市下水道条例」(昭和35年10月10日 仙台市条例第19号)

表3.2-35 水質保全区域に係る排水規制基準

【排水水の規制基準】

1	TOC(全有機炭素)の排出濃度は、排出先(区間)と排出量*によって決まる。TOCは、BOD(生物化学的酸素要求量)と読み替えること。
2	残留塩素は、0.1mg/リットル以下であること。
3	外観は、広瀬川の水を著しく変化させるような色または濁りのないこと。
4	温度は、広瀬川の水を著しく変化させるような排水温度でないこと。
5	臭気は、広瀬川の水に著しく臭気を帯びさせるような排水でないこと。

※) 1は平均的な排出水量が10立方メートル/日以上の場合に適用される。

※) 規制がかからない場合においても、規制基準の最低濃度(TOC20mg/リットル)を守って排水するよう協力を求められている。

※) 2から5は排出水量に関わらず規制が適用される。

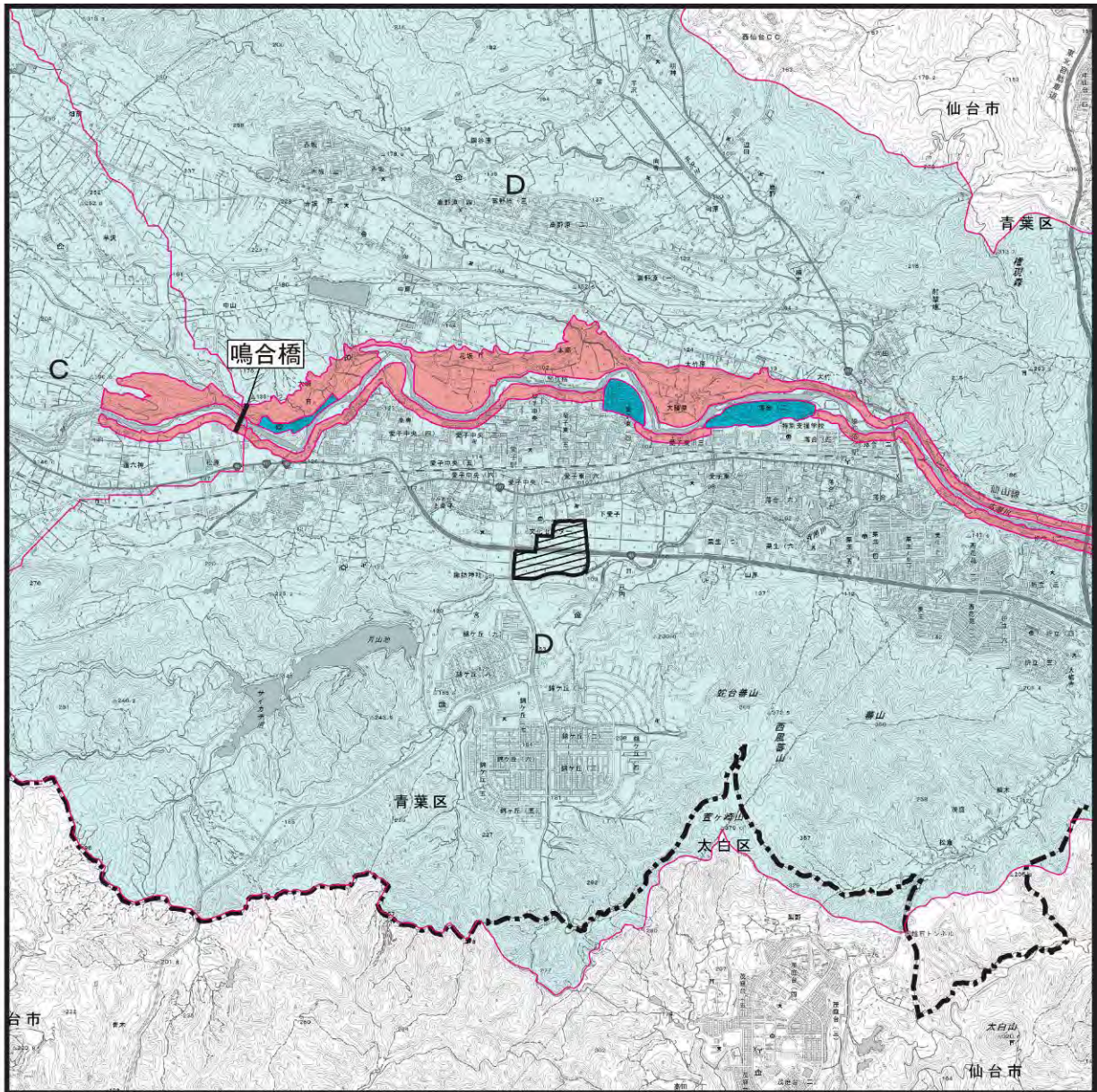
【排出先別、排出量別 TOC 排出濃度概略】

ブロック毎排出水量別 TOC 排出濃度						
A	B	C	D	E	F	G
定義		作並				
		3	3		3	3
		11,500	16,200		18,200	10,000
3		5	5	3	5	5
895		1,150	1,620	2,300	1,820	1,000
7		7	10	5	10	10
179		230	324	230	364	200
10	3	15	15	10	15	15
17.9	40	23	32.4	46	36.4	20
15	7	20	20	15	20	20
10	10	10	10	10	10	10


備考 上段：TOC 排出濃度(mg/L)、下段：排出水量(m³/日)

河川の基準流量		
ブロック	区域	基準流量 (m ³ /日)
A	大倉川(ダム流出口より上流)	179,000
B	大倉川(ダム流出口から広瀬川合流点)	8,000
C	鳴合橋より上流(大倉川を除く)	230,000
D	鳴合橋～郷六堰	324,000
E	郷六堰～牛越橋	46,000
F	牛越橋～愛宕橋	364,000
G	愛宕橋～名取川合流前	200,000

出典：「水質保全区域に係る規制」(平成30年12月閲覧 仙台市ホームページ)




凡例


 : 対象事業計画地

 : 区界


広瀬川の清流を守る条例

環境保全区域

 : 第一種環境保全区域

 : 第二種環境保全区域

水質保全区域

 : 水質保全区域

出典:「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」(平成30年7月閲覧、仙台市ホームページ)
「水質保全区域に係る規制」(平成30年12月閲覧、仙台市ホームページ)

図3.2-18 広瀬川の清流を守る条例



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



6) 地下水汚染

地下水の水質汚濁に係る環境基準として、人の健康の保護に関する環境基準は、表3.2-36に示すとおりである。

表3.2-36 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環境省告示第10号）

7) 地盤沈下

宮城県では「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき地下水採取の規制が行われている。

対象事業計画地は地下水採取規制地域に指定されていない。

8) 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は表3.2-37に示すとおりである。

表3.2-37 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
フッ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ホウ素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

注1) 「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

注2) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環境省告示第46号）

9) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は表3.2-38に示すとおりである。

表3.2-38 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性と換算した値とする。

注2) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

注3) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

10) 日影阻害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく日影規制は表3.2-39に示すとおりである。

対象事業計画地は市街化調整区域であり、日影規制の対象とはならない。

表3.2-39 仙台市内の日影規制

対象地域	建築基準法別表第4(に)欄の項	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間	
				10m以内	10m超
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	(一)	軒の高さが7m超 または3階以上	1.5 m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	(二)	高さ10m超	4.0 m	4時間	2.5時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	(二)	高さ10m超	4.0 m	5時間	3時間

出典：「建築基準法」（平成20年5月23日 法律第40号）

「建築基準条例」（昭和35年7月21日 宮城県条例第24号）

11) 景観

仙台市では、平成7年に[杜の都の風土を育む景観条例]を制定し、魅力的な景観形成に取り組んできた。

平成16年には、景観に関する総合的な法律として、景観法が制定されたことから、これまでの景観施策を更に充実させ、良好な景観の形成を図るため、平成21年3月17日、景観法に基づく「仙台市「杜の都」景観計画」を策定し、7月1日より施行した

景観計画では、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、市全域を「自然景観」と「市街地景観」に大別される8つのゾーンに分け、ゾーン毎の特性に応じて良好な景観形成の方針に基づく取り組みを進めている。対象事業計画地は「自然景観」の「山並み緑地ゾーン」に該当し、「市街地景観」に区分される「沿線市街地ゾーン」と「郊外住宅地ゾーン」に囲まれている。ゾーン毎の景観形成の方針は表3. 2-40に示すとおりである。

また、景観計画区域内では建築物及び工作物に対する取り組みとして、届出対象となる行為等及び規模（表3. 2-41）、良好な景観形成のための行為の制限（表3. 2-42）を定めている。

表3. 2-40 ゾーン毎の景観形成の方針

分類	ゾーン名称	景観形成の方針
自然景観	山並み緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドマークとなる近郊の山並みや奥山の景観の保全を図る ・山や丘陵等の地形を活かし、地域の原風景に調和した景観の形成を図る ・里山における景観の保全や中山間地域における安らぎ感ある良好な景観の形成を図る
市街地景観	沿線市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線の街並みの連続性と賑わいに配慮した景観形成を図る ・中高層住宅として集約的まとまり感のある景観形成を図る ・社寺や旧街道筋など歴史的な資源に配慮した景観形成を図る
	郊外住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る ・くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る ・地区特性を活かした美しい景観形成を図る

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年3月、仙台市）

表3.2-41 景観区域における届出対象行為、規模

届出対象行為	建築物	新築, 増築, 改築若しくは移転, 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
	工作物	新築, 増築, 改築若しくは移転, 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模	建築物	高さが20mを超えるもの
		延べ面積が3,000㎡を超えるもの
	工作物	高さが30mを超えるもの
		延長が50mを超える橋りょう, 高架道路, アークード等 高さが6mを超え, かつ延長が50mを超える擁壁 (道路に沿って築造されるもの)
	建築物の屋上に工作物がある場合	工作物を含めた高さが30mを超えるもの

出典: 「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年3月、仙台市)

表3.2-42 自然景観のゾーンにおける行為の制限

建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、壁面は、眺望に配慮し、周囲の風景と違和感のない形態・意匠とする。 ・建物配置は、地形に対峙せず、緑地、水辺等へのアクセスを遮らない工夫をする。 ・門扉等の外構施設は、周囲の風景と違和感のないものとする。 ・屋外設備は、建築物との一体化や外部からの見通しに対する遮蔽を工夫する。 						
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲からの眺望に配慮し、背景の山並みに対し突出し風景を害しない高さとする。 ・里山や田園地の集落景観と調和し、違和感のない高さとする。 						
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・派手な色彩を避け、周囲の環境に調和する色彩とする。 ・外壁の基調色は、主に低彩度の色彩とする。 ・彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>5R～5Yの場合</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	色相	彩度	5R～5Yの場合	4以下	その他の場合	2以下
	色相	彩度						
5R～5Yの場合	4以下							
その他の場合	2以下							
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然環境を借景として取り入れる緑化を工夫する。 ・既存の樹木や緑、水辺を保全し、自然を活用した緑化を工夫する。 							
工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・橋りょう、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した、質の高いデザインと修景とする。 						
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲からの眺望に配慮し、背景の山並みに対し突出し風景を害しない高さとする。 ・里山や田園地の集落景観と調和し、違和感のない高さとする。 						
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・派手な色彩を避け、周囲の環境に調和する色彩とする。 						

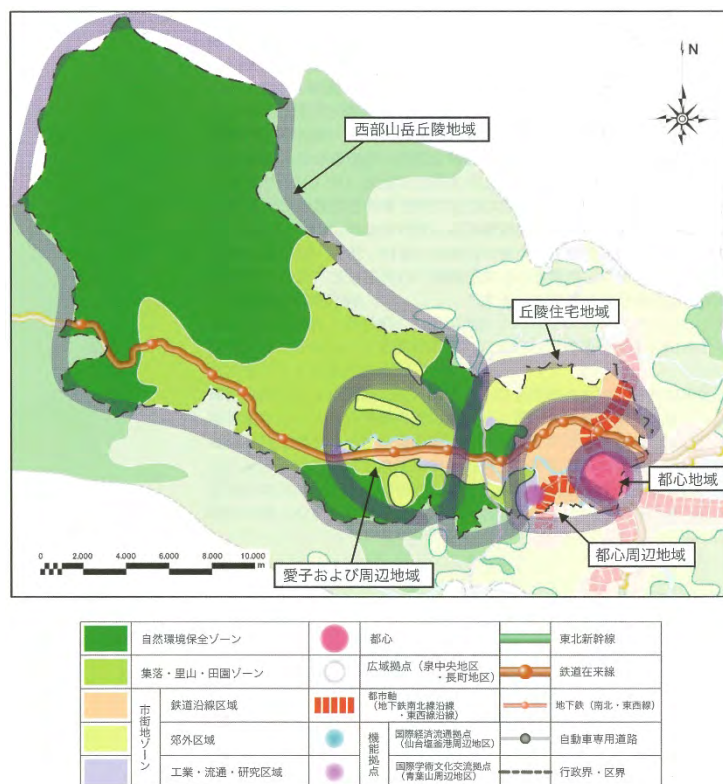
出典: 「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年3月、仙台市)

(3) 行政計画・方法等

1) 仙台市総合計画

仙台市総合計画の“基本構想”においては、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示している。計画期間は平成23年度(2011年度)から32年度(2020年度)までの10年間である。基本構想に掲げる都市像の実現をめざし、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』」をめざすという理念のもと、都市個性に対応した「未来を育み創造する学びの都」「支え合う健やかな共生の都」「自然と調和し持続可能な潤いの都」「東北を支え広く交流する活力の都」の4つの都市像が掲げられている。

また、区別、区内の圏域ごとに施策の基本方向が示されている。対象事業計画地は、図3.2-19に示すとおり、青葉区の愛子および周辺地域に位置する。対象事業計画地が位置する青葉区及び愛子および周地域の主な施策の基本方向は表3.2-43に示すとおりである。



出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年5月、仙台市）

図3.2-19 青葉区の地域区分図

表3.2-43 主な施策の基本方向(区別計画：青葉区・愛子および周辺地域)

○青葉区の主な施策の基本方向

「交流と活力にあふれ未来に歩み続けるまち」をめざして

・都市機能等の充実・強化

・まちの賑わい・魅力の拡充

「みんなで支え合い共に元気に暮らせるまち」をめざして

・誰もがいきいきと暮らせるまちの実現

・子どもたちが元気に育つ環境づくりの推進

「地域がひとつになって安全・安心を築いていくまち」をめざして

・災害に強い、安全・安心のまちづくりの推進

「杜の都の誇りを次代につなぎ高めていくまち」をめざして

・自然環境・歴史文化・景観等の保全・継承

<<まちづくりの推進力>>

杜の都・仙台として、市民、地域やまちなどに広く受け継がれてきた風土や文化などを育み生かしながら、市民協働により、青葉区の特性を踏まえたまちづくりを進めていく。

・地域の特性に応じたまちづくりの推進

・高齢者の知識や経験を生かしたまちづくりの推進

・若者の力を生かしたまちづくりの推進

○愛子および周辺地域の主な施策の基本方向

・交通の利便性に優れ都心に近い地域にあるという利点を生かし、周囲の自然や景観などとの調和のとれた良好な住環境を有する地域としてまちづくりを進める。

・児童館といった地域における子どもの活動拠点や学校教育施設の環境整備など、各種の基盤の適切な維持・管理や整備を図る。

・新旧住民間も含めた地域の交流の場づくりなど、良好な地域コミュニティの形成を促進する。また、親子の交流の場の提供、子育て相談機能の充実、さらには子どもに対する交通安全対策の推進など、子育て環境づくりの推進を図る。

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」(平成23年5月、仙台市)

2) 仙台市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、仙台市の都市づくりの基本方向や施策展開の方向を明らかにするとともに、市民と行政が都市づくりの目標像等を共有し、関連する分野とも連携しながら、都市づくりを総合的に展開していくことを目的としている。計画期間は、仙台市基本構想に掲げた、21世紀半ばを展望した都市像の実現をめざし、仙台市基本計画の計画期間とあわせ、平成24年度から平成32年度までとしている。

21世紀半ばを展望した都市づくりの目標像は表3.2-44に示すとおりである。都市づくりの目標像を実現するため、今後めざす都市空間形成の基本方針は表3.2-45に示すとおりである。対象事業区域は「集落・里山・田園ゾーン」に位置する。

表3.2-44 都市づくりの目標像

目標像	杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市 ～活力を高め豊かさを享受できる魅力的で暮らしやすい安全・安心な都市づくり～
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機能集約型都市の形成を一層推進し、東北の中核都市にふさわしい都市機能の集積を誘導するとともに、地域特性を最大限生かした人口規模や地域の状況変化に応じた良好で暮らしやすい市街地の形成をめざします。 そして、豊かな自然環境と多様な生態系に調和した、機能集約型都市を未来につないでいきます。 ○ 世界と東北を繋ぐゲートウェイとして、人流・物流両面での総合的な交通ネットワークの一層の充実をめざします。 また、移動が便利で快適な鉄道を中心とした総合交通体系の構築をめざすとともに、過度な自動車利用から公共交通や自転車などの交通手段への転換を促し、低炭素型の都市構造の構築をめざします。 ○ 「新次元の防災・環境都市」を形成するため、減災を基本とする多重防御の構築やエネルギー対策など、環境施策の新しい展開に向けた取り組みなどを総合的に推進するとともに、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを導入した都市づくりをめざします。 ○ 「杜の都」仙台の美しさと魅力をさらに高めるため、豊富な緑と水に包まれた潤いある市街地や、地球環境にやさしい低炭素型の都市空間、歴史や文化・伝統が薫る風格ある街並み空間の創出をめざします。 ○ 多様な地域活動や市民活動をさらに発展させ、さまざまな活動主体間や市民との連携体制を強化し、市民と行政の協働・連携による都市づくりを進めていきます。 また、公共サービスの提供や都市政策の課題解決において、新しい市民協働、市民参加の枠組みを創出し、新たな市民と行政のパートナーシップによる都市づくりに取り組んでいきます。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月、仙台市）

表3.2-45 都市空間形成の基本方針

都市空間形成の基本的な考え方	
<p>○奥羽山脈から太平洋までの豊かな自然や里山、河川の豊富な水にえられた田園が都市を囲んでいる都市構造を「杜の都」の資産として将来に継承するため、法令などにもとづいて自然環境の一層の保全を図るとともに、魅力ある「杜の都」を創造する。</p> <p>○社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復旧・復興に的確に対応し、持続的な発展を支える活力と魅力あふれる都市の実現を目指す。</p> <p>⇒以上を実現するため、今後、市街地の拡大は抑制することを基本とし、土地利用と交通施策の一体的推進と、暮らしに関連する施策の連携により、都心、拠点、都市軸などへそれぞれの地域特性に応じた多様な都市機能を集約し、さらに郊外区域の暮らしを支える都市機能を維持・改善する取り組みによって、「機能集約型市街地形成と地域再生」の都市づくりを進める。</p>	
土地利用の基本方針	
自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり、本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう、自然環境を保全するとともに、被災した東部地域の自然環境を再生する。
集落・里山・田園ゾーン	自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ多面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。 土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。 里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進する。 田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに、被災した東部地域においては、生産基盤の強化などによる農地の再生と、被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。
市街地ゾーン	市街地ゾーンについては、「鉄道沿線区域」、「工業・流通・研究区域」、「郊外区域」の3つに区分し、それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。 豊かな都市環境や歴史的・文化的資産などを生かし、環境負荷にも配慮しながら活力があり魅力的な市街地空間を形成する。
鉄道沿線区域	交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能の一層の集積を図る。 また、被災者の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進する。
工業・流通・研究区域	それぞれの機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積とともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積する。 また、大震災への備えとしての防災機能を高めるため、都市全体としての流通・業務機能の強化を進める。
郊外区域	市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図る。 特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を生かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。 また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。
都心、拠点、都市軸形成の基本方針	
都心	東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能と、利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都心機能を強化・拡充する。 また、都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら、東北・仙台都市圏を力強く牽引する。
拠点	都心との機能分担や連携を図りながら、広域拠点および機能拠点を配置する。
広域拠点	泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点到りふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。
機能拠点	仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。
都市軸	東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十文字型の「都市軸」と位置づけ、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。 また、被災者の安全な住まいの確保に向けて、「都市軸」への移転を推進する。
東西都市軸	地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など、多様な都市機能の集積と連携を図り、本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。
南北都市軸	都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点との連携を強化しながら、地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月、仙台市）

3) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めた「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020(改定版)」(平成28年3月、仙台市)は、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間としており、表3.2-46に示すとおり、おおむね21世紀半ばを展望した目指すべき環境都市像と4つの分野別の環境都市像を掲げ、それらを実現するための具体的な目標と施策を示している(表3.2-47参照)。

なお、同プランは計画期間が10年間の長期に及ぶため、中間年にあたる平成27年度に中間評価が実施され、平成28年3月に計画の一部が改訂されている。

また、対象事業区域は「西部丘陵地・田園地域」に位置し、環境への影響が生じるおそれがある事業について配慮すべき「開発事業等における段階別」の視点から、表3.2-48に示すとおり、環境配慮のための指針を示している。

表3.2-46 環境都市像

環境都市像	「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台 －杜の恵みを未来につなぎ、「環」 ^わ 「輪」 ^わ 「和」 ^わ の暮らしを楽しむまちへー	
分野別の環境都市像	「低炭素都市」仙台	まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
	「資源循環都市」仙台	資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市
	「自然共生都市」仙台	自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市
	「快適環境都市」仙台	市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020(改定版)」(平成28年3月、仙台市)

表3.2-47 環境施策の展開の方向

低炭素都市づくり	目標	平成 32 年度における市域の温室効果ガスの総排出量を平成 22 年度比で 0.8%以上削減する。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ・環境負荷の小さい交通手段への転換を進める ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・気候変動によるリスクに備える ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
資源循環都市づくり	目標	平成 32 年度におけるごみの総量を 360,000t 以下とする。 平成 32 年度におけるリサイクル率を 35%以上とする。 平成 32 年度における燃やすごみの量を 305,000t 以下とする。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大事に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
自然共生都市づくり	目標	平成 32 年度におけるみどりの総量(指標：緑被率)について、現在の水準を維持・向上させる。 生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させる。 身近な生きものの市民の認識度を現在よりも向上させる。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
快適環境都市づくり	目標	大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態を維持する。 平成 32 年度における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させる。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	目標	平成 32 年度における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させる。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020(改定版)」(平成28年3月、仙台市)

表3.2-48 土地利用における環境配慮の指針

西部丘陵地・田園地域	基本的な考え方	<p>本地域は、山地地域と市街地地域の間位置し、集落とそれを取り巻く二次林やそれらと混在する農地などからなる、里地里山と呼ばれる地域であり、人が自然との関わりを持つことで自然環境が保全・維持されてきた。丘陵地は、生態系の多様さや二酸化炭素の吸収・固定機能、持続的な資源・エネルギーの供給などのさまざまな機能を有する地域であり、開発事業等はできるだけ回避されることが望まれる。また、森林等の資源の持続的な利用によって、この地域の持つ機能を維持・向上できるようにしていくことが重要である。</p>
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の二酸化炭素の吸収・固定機能をはじめ、非常に優れた環境保全機能を有することから、保全に努める。 ・森林等の資源の持続的な利用や環境と調和した農林業の振興など、適切な維持管理と適度な資源の活用を推進する。 ・山地地域と市街地地域のバッファゾーン（緩衝帯）として、本市の生物多様性の連続性を支える重要地域であることから、その保全に努め、開発事業等を行う場合でも改変面積を最小化するとともに、損なわれた環境については代償措置を実施する。 ・希少な生物の生息・生育地や、特に市民に親しまれている植物群生地などについては、原則として保全を図る。 ・生態系の連続性を分断しないよう、野生生物の移動空間（緑の回廊）の確保や、人または自動車との交錯を回避するための移動経路の確保などに努める。 ・食料供給源となる広葉樹の植樹や、多様な生物が生息・生育できる空間の創造、適正に管理された里地里山で見られる植物の保全などに努める。 ・水田は気候の緩和機能や保水機能などを有することから、その保全に努め、市街地の拡大を抑制する。 ・未利用の有機性資源の堆肥化を進め、地域内での循環に努める。 ・環境にやさしい農業（土づくりと化学肥料・化学農薬の低減）等により、水田等の特徴的な生態系の維持に努める。 ・食料生産基地としての機能の向上を図るとともに、市民農園などを人と自然との交流の場として活用する。 ・澄んだ空気、清らかな水、静穏な音環境などの自然本来の環境を保ち、里地里山に代表されるような、地域に根ざした原風景の保全に努める。 ・市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。 ・生態系を保全する活動の担い手としての市民や NPO 等の積極的な参加、自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020(改定版)」(平成28年3月、仙台市)

4) 仙台市みどりの基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画である。

基本理念を『みんなで育む「百年の杜」』とし、計画期間は、平成24年度から平成32年度までとし、必要に応じて中間見直しを行うこととしている。

基本計画においては、区別に「みどりのまちづくりの方向性」を掲げるとともに、主な事業や取組を示している。対象事業計画地が位置する青葉区においては、表3.2-49に示すとおりであり、対象事業計画地近傍では(仮称)斎勝沼緑地整備がある。

また、特に重点的に緑化を進めるべき地区については、都市緑地法第4条の2に規定される「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区(緑化重点地区)」に指定し、みどりの保全と創出に関する事業を重点的かつ複数組み合わせながら実施するものとしている。

なお、対象事業計画地は特に重点的に緑化を進めるべき地区に該当しない。

表3.2-49 みどりのまちづくりの方向性と主な事業・取組(青葉区)

みどりのまちづくりの方向性	主な事業・取組
<ul style="list-style-type: none"> ○西部の森林から青葉山の丘陵に至る樹林地、広瀬川や大倉ダム湖などの自然環境を保全する。また、(仮称)斎勝沼緑地などの整備にあたっては、豊かな自然環境を生かした整備を行う。 ○市街地や市街地周辺に分布する樹林地については、特別緑地保全地区などの指定を検討する。 ○市街地中心部の街区公園などの身近な公園については、市民ニーズに応じた整備・再整備を進めるとともに、適正な機能の維持・改善に努めるなど、誰もが安全に安心して利用できるような管理を行う。 ○街路樹については、地域の実情に応じた適正な維持管理を進める。特に都心部では、定期的に樹木の健全度調査を実施し、街路樹の保全に努める。 ○都心部においては、公共施設や民有地の緑化を進める市街地のみどりの回廊づくり事業を進め、杜の都にふさわしいみどりあふれる都市景観を形成する。 ○広瀬川を囲む青葉山公園、西公園、経ヶ峯公園などにより一体的なエリアを形成し、都市の魅力を向上する。 ○保存緑地に指定されている北山、大崎八幡宮、東照宮などの社寺林や、保存樹木に指定されている名木・古木などの歴史的景観と調和したみどりを保全する。 ○被災を受けた都市公園の早期復旧に努めるとともに、災害時の一時的な避難場所ともなる身近な公園の整備や地域防災計画に指定されている広域避難場所、地域避難場所となる公園において防災機能の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公園整備事業 青葉山公園整備、西公園再整備、経ヶ峯公園再整備、台原森林公園再整備、評定河原公園再整備、勾当台公園再整備、肴町公園再整備、(仮称)斎勝沼緑地整備、東北大学雨宮キャンパス跡地の有効利用の検討、区画整理地区内公園整備 ○緑化事業・取組 仙台都心部緑化重点地区内の緑化推進、青葉通再整備事業、道路緑化事業、花の修景事業 ○緑地保全事業・取組 特別緑地保全地区の指定、保存樹木・樹林の保全と活用 ○その他 広瀬川沿いの散策路整備、都市公園災害復旧事業

出典：「仙台市みどりの基本計画」(平成24年7月、仙台市)

5) 仙台市地球温暖化対策推進計画

仙台市地球温暖化対策推進計画は平成22年度末をもって計画期間満了し、平成23年3月11日の東日本大震災の影響により改定を見合わせていたものの、平成27年度に入り、日本の温室効果ガス削減目標や長期エネルギー需給見通しなど、計画を検討するにあたって必要な条件が明らかとなってきたことから、平成28年3月に改定された。

平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする仙台市地球温暖化対策推進計画では、表3.2-50に示すとおり、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020(改定版)」(平成28年3月、仙台市)の個別計画として、温室効果ガスの削減目標を掲げ、低炭素都市を実現するための施策、重点プロジェクト等が掲げられている。

表3.2-50 仙台市地球温暖化対策推進計画の概要

温室効果ガスの削減目標	2020年度における温室効果ガス排出量を基準年度である2010年度比で0.8%以上削減
実施施策 (施策体系)	1. 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する (1) 都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 (2) 分散型や面的なエネルギー利用の推進 (3) 自然環境の保全と継承
	2. 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する (1) 鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 (2) 環境負荷の小さい交通手段の選択促進
	3. 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る (1) 省エネルギー設備・建築物の普及促進 (2) 創エネルギー(再生可能エネルギー等)の利用拡大 (3) 蓄エネルギーの普及拡大 (4) フロン類等の排出削減の徹底
	4. 循環型社会の形成に向けた取組みを更に進める (1) 市民・事業者・市の連携による3Rの推進 (2) 廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用
	5. 気候変動による影響を知り、リスクに備える (1) 気候変動による影響の把握と啓発 (2) 気候変動影響リスクの低減
	6. 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる (1) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり (2) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 (3) 低炭素技術・産業の育成支援
重点 プロジェクト	1. エネルギー自律型のまちづくり 2. 低炭素な交通利用へのシフト 3. 快適な暮らしや地域経済を支える省エネ促進 4. 3R×Eで低炭素 5. 杜を守り、杜に護られる仙台 6. せんだいE-Action

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画2016-2020」(平成28年3月、仙台市)